

奈良県文化会館公共施設等運営事業
実施契約書（案）

令和●年●月

奈良県

奈良県文化会館公共施設等運営事業 実施契約書

- 第1 事業名 奈良県文化会館公共施設等運営事業
- 第2 事業の対象施設 奈良県文化会館
- 第3 事業の場所 奈良県奈良市登大路町6-2、34-1及び82
- 第4 契約期間 自 本契約の締結日 至 第85条に定めるとおり
- 第5 運営権の存続期間 自 県が定める日 至 第86条第7項に定めるとおり
- 第6 契約金額
[提案書に基づき運営権対価の提案があったとき]
運営権の対価 運営権対価の金額は●円とする。
[提案書に基づき県負担額の提案があったとき]
県負担額 県負担額の金額は●円とする。

上記の事業について、奈良県と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によってこの実施契約書（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、奈良県及び事業者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和●年●月●日

奈良県

知事●●●●

事業者

【事業者所在地】

【事業者名】

代表取締役社長

目 次

第1章	総則	7
第1条	(目的)	7
第2条	(用語等の定義等)	7
第3条	(本事業の趣旨)	7
第4条	(責任分担の原則)	7
第5条	(事業日程)	7
第6条	(本業務の概要)	7
第7条	(業務の実施)	8
第8条	(本事業の資金調達)	8
第9条	(本事業の収入)	8
第10条	(許認可の取得等)	8
第11条	(事業者による表明及び保証)	8
第12条	(契約保証等)	9
第13条	(貸与品)	10
第14条	(県のモニタリング)	10
第15条	(県による現地における確認への対応)	10
第16条	(債務不履行による損害)	10
第17条	(第三者に及ぼした損害)	11
第18条	(要求水準書の変更)	11
第19条	(近隣対策及び近隣対応)	11
第20条	(緊急事態等対応)	11
第2章	業務実施体制等	12
第21条	(業務実施体制)	12
第22条	(統括管理責任者(館長))	12
第23条	(業務責任者)	13
第24条	(統括管理責任者(館長)等に対する措置請求)	13
第25条	(芸術監督)	13
第26条	(第三者への委託)	13
第3章	統括管理業務	14
第27条	(統括管理業務の実施)	14
第28条	(事業計画書)	14
第29条	(事業報告書)	14
第30条	(書類の提出)	14
第31条	(事業評価に関する業務)	15
第4章	開業準備業務	15
第32条	(開業準備業務の実施)	15
第33条	(開業準備業務実施体制の確認)	15
第34条	(施設利用規約の策定)	15
第35条	(開業準備業務における貸出等受付等)	16
第36条	(事業者調達備品)	16
第5章	公共施設等運営権の設定等	16

第37条	(公共施設等運営権の設定及び効力発生)	16
第38条	(運営権対価の支払い)	16
第39条	(運営業務の開始)	17
第40条	(指定管理)	17
第6章	本施設	17
第41条	(本施設の契約不適合責任)	18
第7章	維持管理業務	18
第42条	(維持管理業務の実施)	18
第43条	(維持管理業務実施体制の確認)	18
第44条	(本施設の保守)	19
第45条	(本施設の修繕等)	19
第46条	(事業者による本施設の更新投資及び拡張投資)	19
第47条	(県による本施設の更新投資及び大規模修繕)	20
第48条	(本施設の建設及び改修)	20
第49条	(事業者所有資産の整備)	20
第50条	(施設の損壊)	21
第8章	運営開始	21
第51条	(運営開始)	21
第9章	運営業務	21
第52条	(運営業務の実施)	21
第53条	(運営業務実施体制の確認)	21
第54条	(運営期間における貸出等予約の受付等)	22
第55条	(本施設の利用等)	22
第56条	(利用料金の設定及び收受)	22
第57条	(災害・緊急事態等発生時の施設利用等)	22
第58条	(自主事業に関する業務の特則)	22
第59条	(自主事業のための本施設の一部貸付)	22
第10章	付帯業務	23
第60条	(付帯業務の実施)	23
第61条	(付帯業務のための本施設の一部貸付)	23
第11章	任意事業	23
第62条	(任意事業の実施)	23
第12章	適正な業務の確保	24
第63条	(要求水準を満たす業務の実施)	24
第64条	(保険)	24
第65条	(関連業務の調整)	24
第66条	(県による指示等)	24
第67条	(モニタリング実施計画書の変更)	24
第68条	(各業務におけるモニタリング)	25
第69条	([県負担額の支払及び] レベニューシェア)	25
第70条	(本契約終了時の措置)	25
第71条	(要求水準を満たさない場合の措置)	26
第13章	責任及び損害等の分担	26
第72条	(責任及び損害等の分担原則)	26
第73条	(政策変更に基づく通知の付与)	26
第74条	(政策変更に基づく協議及び追加費用の負担)	26

第75条 (法令改正に基づく通知の付与)	27
第76条 (法令改正に基づく協議及び追加費用の負担)	27
第77条 (法令改正による解除)	27
第78条 (不可抗力に基づく通知の付与)	27
第79条 (不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担)	28
第80条 (不可抗力への対応)	28
第81条 (不可抗力による契約の終了)	28
第82条 (当事者間の損害賠償責任)	29
第14章 公共施設等運営権の処分等	29
第83条 (運営権等の処分)	29
第84条 (資産の処分)	29
第15章 契約期間及び期間満了に伴う措置	29
第85条 (契約の有効期間)	29
第86条 (事業期間)	30
第87条 (事業引継)	30
第88条 (契約終了による資産の取扱い)	30
第89条 (契約終了による事業引継後の施設の契約不適合責任)	31
第16章 契約の解除又は終了に伴う措置	31
第90条 (事業者の事由による本契約の解除)	31
第91条 (県の債務不履行等による本契約の解除)	32
第92条 (県の公益上の理由による本契約の解除)	32
第93条 (県の本施設の所有権の喪失による本契約の終了)	32
第94条 (合意による本契約の解除)	32
第95条 (解除又は終了の効果)	33
第96条 (運営権取消—事業者の事由による解除)	33
第97条 (損害賠償—事業者の事由による解除)	33
第98条 (運営権取消—県の事由による解除)	34
第99条 (損害賠償—県の事由による解除)	34
第100条 (損失補償—公益上の理由による解除)	34
第101条 (運営権消滅—県の所有権喪失による解除)	34
第102条 (損失補償—所有権の消滅による終了)	34
第17章 誓約事項	34
第103条 (事業者による誓約事項)	34
第104条 (事業者に係る株式等)	35
第105条 (事業者の兼業禁止等)	37
第18章 知的財産権	37
第106条 (著作権の帰属等)	37
第107条 (著作権の利用等)	37
第108条 (著作権の譲渡禁止)	38
第109条 (第三者の有する著作権の侵害防止)	38
第110条 (第三者の知的財産権等の侵害)	38
第111条 (知的財産権)	38
第19章 雑則	38
第112条 (公租公課の負担)	38
第113条 (協議)	38
第114条 (運営協議会の設置)	39

第115条（秘密保持）	39
第116条（個人情報保護）	39
第117条（準拠法及び管轄裁判所）	39
第118条（書面による通知等）	39
第119条（暴力団等排除に関する特約条項）	40
第120条（疑義に関する協議）	40
別紙1 定義集	41
別紙2 日程表	49
別紙3 運営権対価の支払方法	50
別紙4 モニタリング基本計画	51
別紙5 建物使用貸借契約（案）	55
別紙6 付保する保険	59
別紙7 県負担額の支払方法	62
別紙8 物価変動に基づく県負担額の改定	65
別紙9 レベニューシェア	66
別紙10 個人情報取扱特記事項	67
別紙11 暴力団等排除に関する特約条項	69

第1章 総則

第1条（目的）

本契約は、奈良県（以下「県」という。）及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第2条（用語等の定義等）

1. 本契約において用いられる用語の定義は、別紙1の定義集に定めるところによる。
2. 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えない。
3. 本契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書の記載内容のうち、要求水準書に記載された水準又は仕様を超えるものについては、要求水準書に優先するものとみなす。
 - (1) 本契約
 - (2) 基本協定書
 - (3) 募集要項等
 - (4) 提案書

第3条（本事業の趣旨）

1. 事業者は、公共施設等運営事業として、「クラシック音楽を中心とした質の高い舞台芸術を鑑賞・創造・発信」する施設を実現するため、収益性と文化振興に配慮しながら、本施設を効率的かつ適切に管理運営するという目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
2. 県は、本事業が公共施設等運営事業として、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第4条（責任分担の原則）

1. 県は、本契約で別途定める場合を除き、事業者による本業務の実施に対して、何らの対価を支払う義務を負わない。
2. 事業者は、本契約で別途定める場合を除き、自らの責任で本業務を実施するものとし、本業務において事業者が生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、全て事業者が負担し、県はこれについて何らの責任も負担しない。ただし、県の責めに帰すべき事由によるものについてはこの限りではない。

第5条（事業日程）

1. 本事業は、別紙2に定める日程に従って実施するものとする。
2. 本事業において、次の各期間を定める。
 - (1) 本契約の締結日から本施設の運営期間開始日の前日までを開業準備期間とする。
 - (2) 本施設引渡日から供用開始予定日の15年後の応当日の前日までを維持管理期間とする。
 - (3) 本施設の運営期間開始日から供用開始予定日の15年後の応当日の前日までを運営期間とする。

第6条（本業務の概要）

本事業は特定事業及び任意事業からなり、本業務は要求水準書に規定する次に掲げる業務により構成されるものとする。

- (1) 特定事業
 - ① 統括管理業務

- ② 開業準備業務
- ③ 運營業務
- ④ 維持管理業務
- ⑤ 付帯業務
- (2) 任意事業
 - ① 事業者提案に係る業務

第7条（業務の実施）

1. 事業者は、本契約、基本協定書、募集要項等及び提案書に従い、かつ善良なる管理者の注意をもって本業務を実施しなければならない。
2. 事業者は、本契約に関し協議が継続中であること又は協議が調わないことをもって、本業務の遂行を拒んではならない。

第8条（本事業の資金調達）

1. 事業者が本事業を実施するための一切の費用は、本契約に別途定める場合を除き、事業者が負担するものとする。
2. 前項の規定により事業者が負担する費用は、自己の責任において調達するものとする。
3. 事業者は、本事業に関する資金の調達に対して、PFI法第75条に規定される財政上及び金融上の支援があるときは、これが適用されるよう努めなければならない。
4. 県は、事業者が同法同条の規定による法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるように努めるものとする。

第9条（本事業の収入）

本契約に基づく本事業による収入は、本契約に別途定める場合を除き、全て事業者の収入とする。

第10条（許認可の取得等）

1. 事業者は、本契約上の事業者の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出等の手続（県が単独で申請すべきものを除く。以下「許認可等手続」という。）を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。ただし、県が許認可の取得、届出等の手続を行う必要がある場合は、県がこれを行うものとする。
2. 県は、事業者が本事業の遂行に際し必要な許認可等手続を行う際、協力を求めたときは、法令等の範囲内において必要に応じてこれに応じるものとする。
3. 事業者は、県による許認可の取得、届出等の手続に必要な資料の提出その他県の許認可取得等について県から協力を求められたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。
4. 事業者は、許認可等手続について、県に対して事前説明及び事後報告を行い、取得した書類の原本について適切に保管するものとし、県の請求があったときは、許認可等手続に関して作成し、又は取得した書類の写しを県に提出するものとする。

第11条（事業者による表明及び保証）

1. 事業者は、本契約締結日現在において、県に対して次の各号の事実を表明し保証する。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
 - (2) 事業者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
 - (3) 事業者は、本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手

続を履践していること。

- (4) 事業者の定款の目的が本事業の目的に限定されていること。
 - (5) 事業者が奈良県内に本店所在地を有していること。
 - (6) 事業者の資本金と資本準備金の合計額が●¹円以上であること。
 - (7) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は係属しておらず、その見込みもないこと。
 - (8) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (9) 事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く定めがあること。
 - (10) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者が設立された日を含む年度に当たっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
 - (11) 事業者は、PFI法第29条第1項第1号のいずれにも該当しないこと。
2. 事業者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、本契約に特別の定めがあるとき又は県の承諾を得たときは、この限りでない。

第12条（契約保証等）

1. 事業者は、本契約締結に際し、契約金額の100分の10に相当する額以上を事業継続の保証金（以下「契約保証金」という。）として県に納付しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。ただし、第3号の場合においては、契約保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない。
 - (1) 国債、地方債
 - (2) 政府の保証のある債権、銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券及び奈良県知事が確実と認める社債
 - (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する契約保証保険契約の締結
3. 前項の保証に係る保証金額又は保険金額は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 国債、地方債 債権金額（ただし、割引の方法により発行した国債及び地方債であって保証金に充用の日から5年以内に償還期限の到来しないものについては発行価額）
 - (2) 政府の保証のある債権、銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券及び奈良県知事が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
 - (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

¹ 提案書記載の金額とします。

- (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確
実と認める金融機関の保証 その保証する金額
- (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する契約保証保険契約の締
結 その保証する金額
- 4. 第2項の規定により、事業者が同項第1号から第4号に掲げる保証を付したときは、
当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に
掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5. 事業者は、県の事前の承諾なく、県に納付した契約保証金の返還請求権及び第2項に
基づく保証に係る権利を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。
- 6. 第97条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、県は、事業者に対し、第1項に
基づき事業者が県に納付した契約保証金を、本事業の終了後遅滞なく利息を付さず返
還する。この場合における契約保証金の返還は、事業者が、別途県の指定する手続に
従って指定する預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。
- 7. 前各項の定めにかかわらず、事業者が奈良県契約規則第19条第1項各号のいずれか
に該当する場合には、県は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

第13条（貸与品）

- 1. 県は、本施設引渡日以降、事業者に貸与品を無償で貸与する。貸与品の品名、数量
等は要求水準書付属資料3「貸与品」及び参考資料5「貸与可能品」（事業期間中
により貸与品の対象が更新された場合には、更新後の品名、数量等を示すものとし
る。）に示すとおりとする。ただし、県が事業者に貸与する貸与品のうち、要求水
準書参考資料5「貸与可能品」に示すものについては、県と事業者が協議して定め
るものとする。
- 2. 事業者は、県から提供を受けた貸与品を、善良な管理者の注意をもって管理するもの
とし、業務の完了、本契約の終了等によって当該貸与品が不用となったときは、直
ちにこれを県に返還するものとする。
- 3. 第1項に定める要求水準書付属資料3及び参考資料5の内容に著しい変更があったと
きは、事業者の本事業に係る費用の増減について、県と事業者が協議して定める。
- 4. 前各項に定める貸与品及び関係資料の利用に係る一切の責任は、本契約に別段の定
めがある場合を除き、事業者が負担する。

第14条（県のモニタリング）

- 1. 県は、第31条に定めるセルフモニタリング実施計画に基づき、別紙4のモニタリン
グ基本計画を修正し、モニタリング実施計画を策定する。
- 2. 事業者は、県がモニタリング実施計画に基づき、本業務の実施状況等のモニタリン
グを行うことを了承し、別紙4に定められた書類等を提出するほか、県の実施するモ
ニタリングに協力しなければならない。
- 3. 事業者は、県から別紙4に基づき改善勧告を受けたときは、その内容に従い改善計
画を講じなければならない。
- 4. 県は、別紙4に基づくモニタリングの実施又は不実施を理由として、本業務の全部
又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第15条（県による現地における確認への対応）

事業者は、別紙4に従い、県による現地における確認を受ける場合は誠実に対応しな
ければならない。この場合において、県が確認の結果に基づき必要な指導をしたとき
は、事業者は、これに従わなければならない。

第16条（債務不履行による損害）

- 1. 県及び事業者は、本契約上の義務の履行を怠ったときは、本契約上に別段の定めが

- ある場合を除き、それにより相手方に生じた損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、県が本契約に基づいて履行すべき金銭債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を事業者に支払うものとする。
 3. 第1項の規定にかかわらず、事業者が本契約に基づいて履行すべき金銭債務の履行を延滞したときは、延滞日数に応じ、履行期日時点における奈良県契約規則第23条に規定する率で算出した額の延滞金を県に支払うものとする。

第17条（第三者に及ぼした損害）

1. 事業者は、本事業の実施に際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故、紛争等が発生した場合、速やかに県にその内容を報告するとともに、自己の責任及び費用負担において解決に当たるものとする。
2. 事業者が、本事業の実施により、第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。
3. 本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、事業者が第三者に対して損害を及ぼした場合も前項と同様とする。
4. 第2項本文の規定にかかわらず、第三者に対して県が損害を賠償した場合、県は事業者に対して当該賠償した金額（ただし、県の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。）を求償するものとする。事業者は、県からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。
5. 前各項の場合その他本事業の実施に関して第三者との間に紛争を生じた場合においては、県及び事業者が協力してその解決に当たるものとする。

第18条（要求水準書の変更）

1. 県は、要求水準書に定める内容の変更事由が生じたときは、要求水準書を変更することができるものとする。
2. 県は、前項に従い要求水準書を変更する場合、変更内容を事前に事業者へ通知して、要求水準書の変更協議を行うものとする。この場合において、事業者に発生する費用の追加又は減少に伴う〔県負担額／運営権対価〕の変更その他本契約の変更が必要となるときは、県及び事業者は必要に応じて変更契約を締結するものとする。ただし、政策変更、法令改正又は不可抗力に基づき要求水準書の変更が必要となった場合は、第73条から第81条の規定に準じるものとし、県又は事業者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更が必要となった場合は、第82条の規定に準じるものとする。

第19条（近隣対策及び近隣対応）

1. 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本業務を実施するに際して合理的に要求される範囲の近隣対策及び近隣対応（近隣からの要望に対する対応を含む。）を実施するものとする。なお、近隣対策又は近隣対応の実施について、事業者は、県に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、県は事業者に対して法令等の範囲内において必要に応じて協力を行うものとする。
2. 前項にかかわらず、近隣住民の要望、クレーム等のうち本施設の整備・運営方針等（提案書で定めるもの及び事業者が定めるものを除く。）に関するものは県が対応する。本施設の整備・運営方針等に関する要望、クレーム等を事業者が受け付けたときは、誠実に窓口対応を行い、その内容を速やかに県に連絡するものとする。

第20条（緊急事態等対応）

1. 県又は事業者は、緊急事態が発生したと判断する事態が生じた場合には、直ちに相手方に対し通知するものとする。県及び事業者は、かかる通知を受けた場合、当該状況を速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。
2. 県は、前項に定める通知を受け取り又は自己で該当する事態の発生を認識した場合その他PFI法第29条第1項に定める事由が生じたと判断したときは、同条第2項の規定に基づき聴聞を行った上で、同条第1項の規定に基づき、県の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、県は、当該停止した本事業を自ら行い、又は県の指定する者をして行わせることができ、事業者は、県の要請に応じてかかる実施に協力（事業者が所有する資産についての県による一時的使用、締結している契約についての県による一時的承継その他の協力を含むが、これらに限られない。）するものとする。
3. 前項の規定に基づき運営権の行使が停止された場合、県は、PFI法第27条第1項の規定に基づき運営権登録令に定める手続に従い、これを登録するとともに、当該停止が同法第29条第1項第2号に規定する事由によるときは、事業者に対して、同法第30条第1項の規定に基づいて通常生ずべき損失（事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。

第2章 業務実施体制等

第21条（業務実施体制）

1. 事業者は、事業期間中、本業務を実施するために必要な人員（必要な有資格者を含む。）を確保し、本契約、要求水準書及び提案書に従い、本事業を実施するための体制を構築し、維持しなければならない。
2. 事業者は、要求水準書及び提案書に従い、本事業に係る実施体制図を作成し、本契約締結後速やかに県に提出しなければならない。実施体制図を変更するときも同様とする。

第22条（統括管理責任者（館長））

1. 事業者は、要求水準書及び提案書に基づき、統括管理責任者（館長）を選任し、事業期間中において配置しなければならない。
2. 事業者は、前項に基づき統括管理責任者（館長）を選任したときは、速やかにその氏名、所属等を県に報告するものとする。統括管理責任者（館長）を変更するときも同様とする。
3. 事業者は、統括管理責任者（館長）を変更しようとするときは、県に変更内容を説明して県の確認を得なければならない。
4. 統括管理責任者（館長）は、本事業及び本施設を掌握し、各責任者及び職員を指揮監督するとともに県との連携及び相互調整を行い、本事業全体を統括し、県との連絡調整その他事業の円滑な履行に向け各種調整を行う。
5. 統括管理責任者（館長）は、本契約の履行に関し、本事業を構成する各業務の管理及び統括を行うほか、運営期間の変更、第24条第1項の請求の受領、同条第2項の決定及び通知、並びに本契約の解除又は変更に係る権限を除き、本契約に基づく事業者の一切の権利を行使することができる。
6. 事業者は、前項の規定にもかかわらず、自らの有する権限のうちこれを統括管理責任者（館長）に委任せず自ら行使しようとする者があるときは、あらかじめ、当該権限の内容を県に通知しなければならない。
7. 統括管理責任者（館長）は、その業務を適切に遂行できる場合に限り、次条に定める各業務責任者を兼務することができる。

第23条（業務責任者）

1. 事業者は、要求水準書及び提案書に従い、開業準備業務、維持管理業務、運営業務のそれぞれについて業務責任者を選任し、要求水準書の定めるところにより、県に選任した旨を報告しなければならない。業務責任者を変更するときも同様とする。
2. 事業者は、任意事業を実施するときは、任意事業の業務責任者を選任し、要求水準書の定めるところにより、県に選任した旨を報告しなければならない。業務責任者を変更するときも同様とする。
3. 事業者は、業務責任者を変更しようとするときは、県に変更内容を説明して県の確認を得なければならない。
4. 第1項及び第2項に定める業務責任者は、その業務を適切に遂行できる場合に限り、他の業務責任者並びに前条に定める統括管理責任者（館長）を兼務することができる。

第24条（統括管理責任者（館長）等に対する措置請求）

1. 県は、統括管理責任者（館長）、業務責任者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から、原則として10日以内に県に通知しなければならない。ただし、当該期間内にこの決定を行うことが困難と認められる場合は、事業者は、当該期間内に、その理由を明らかにした上で、県に対し、前項に定める措置について決定する期限についての協議を申し入れることができる。県は、事業者の当該協議の申入れに理由があると認めるときは、本項に定める期間の延長その他の措置について、事業者と協議するものとする。

第25条（芸術監督）

1. 県は、奈良県文化会館の利用活用促進のために奈良県文化会館芸術監督（以下「芸術監督」という。）を選任することができる。
2. 芸術監督は、県の依頼により、奈良県文化会館に関するPR活動及び次の事項に関する助言を行う場合がある。
 - (1) 次世代の若者が本格的な音楽に触れることのできる空間創造
 - (2) 芸術性と採算性のバランスに留意した、魅力的な自主公演プログラム
 - (3) 国内外のオーケストラや演奏家の誘致
 - (4) そのほか音楽家の視点による文化会館全体の活用方策
3. 事業者は、前項各号に関する助言があった場合は、必要に応じ、当該助言内容を踏まえ本事業を実施することができるものとする。
4. 事業者は、芸術監督に対し第2項各号に関する助言を求める場合は、必要に応じて県と協議しなければならない。
5. 事業者は、芸術監督の助言を踏まえて本事業を実施したことにより損害を被った場合であっても、芸術監督に対し、その損害の賠償を求めることはできない。

第26条（第三者への委託）

1. 事業者は、本事業に係る業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
2. 事業者は、本事業を実施するに当たり、年間計画書又は再委託申請書に必要事項を記載して事前に県の承認を得た場合に限り、本契約、要求水準書及び提案書に従い、本事業を構成する各業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。当該委託又は請負の相手方からさらに第三者に委託し、又は請け負わせる場合も同様とする。ただし、統括管理業務については、構成企業又は協力企業から第三者に委託してはならない。

3. 前項の規定にかかわらず、資料の収集、整理、及び単純な集計作業等の軽微な業務の第三者への委託及び請負については、県と事業者の協議により、これに係る承認手続を省略することができる。
4. 事業者は、第2項の規定により各業務を委託し、又は請け負わせた第三者（以下「受託・請負者」という。）を変更する場合も前二項の規定に従うものとする。
5. 第2項の規定による各業務の委託又は請負（受託・請負者からの再委託又は下請を含む。）は、全て事業者の責任において行うものとし、受託・請負者その他本事業の各業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
6. 事業者と受託・請負者との契約は、次の条件に従うものとし、これらのうちいずれか1つ以上に反する契約は、その効力を有しないものとする。
 - (1) 事業者と受託・請負者との契約の期間が本事業の契約期間を超えないこと（本契約が途中で解除され、又は終了した場合は、その解除又は終了をもって事業者と受託・請負者との契約も終了すること。）。
 - (2) 事業者と受託・請負者との契約において、本契約と同等の守秘義務が定められていること。
7. 事業者は、本条の規定に基づき本事業を構成する各業務を委託し、又は請け負わせる場合、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者に対しては委託し、又は請け負わせないものとし、受託・請負者をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他県が不適切と認める者に対しては再委託又は下請負させないものとする。

第3章 統括管理業務

第27条（統括管理業務の実施）

1. 事業者は、本契約締結日から運営期間終了日まで、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、次条に定める事業計画書及び提案書に従って、統括管理業務を実施するものとする。
2. 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、統括管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

第28条（事業計画書）

1. 事業者は、要求水準書及び提案書に基づき、本業務に係る長期計画書、中期計画書及び年間計画書（以下総称して「事業計画書」という。）を作成の上、要求水準書に定める手続により県に提出しなければならない。
2. 事業者は、前項による事業計画書を変更しようとするときは、要求水準書に定める手続により、これを行わなければならない。

第29条（事業報告書）

1. 事業者は、運営業務及び維持管理業務の実施状況及び施設の利用状況について、要求水準書及び提案書に基づき、長期事業報告書、中期事業報告書、年次報告書、四半期報告書、月報及び日報（以下総称して「事業報告書」という。）を作成の上、要求水準書に定める手続により保管又は県に提出しなければならない。
2. 県は、事業者から提出を受けた事業報告書の内容を公表できるものとする。ただし、公表するときには、企業ノウハウ保持の観点から配慮を行うものとする。

第30条（書類の提出）

1. 事業者は、本契約締結後速やかに、県に対し、定款及び株主名簿の原本証明書付き

写しを県に提出しなければならない。定款又は株主名簿の記載事項に変更があった場合も同様とする。

2. 事業者は、事業期間中、株主総会及び取締役会の開催後速やかに、当該株主総会及び当該取締役会に提出された資料及び議事録を県に提出しなければならない。
3. 事業者は、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、以下に定める計算書類等を県に提出しなければならない。
 - (1) 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係を示す説明資料
 - (2) 上記(1)に係る監査報告書の写し
 - (3) 当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書、その他県が合理的に要求する書類
4. 事業者は、事業期間中、前項に関し県が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく県に報告しなければならない。
5. 県は、前二項により提出又は報告を受けた事業者の計算書類等について公表することができる。

第31条（事業評価に関する業務）

事業者は、本契約締結後速やかに県と協議を行い、県の承認を得たうえで、別紙4のモニタリング基本計画に基づき、本施設引渡日までにセルフモニタリング実施計画書を定めなければならない。

第4章 開業準備業務

第32条（開業準備業務の実施）

1. 事業者は、開業準備期間の開始日以降、運営期間開始日の前日まで、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、事業計画書、提案書及び施設利用規約に従って、開業準備業務を実施するものとする。
2. 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、開業準備業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

第33条（開業準備業務実施体制の確認）

1. 事業者は、開業準備業務の開始日以降、速やかに、開業準備業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保するとともに、必要な研修、訓練等を行い、業務の実施に習熟させなければならない。
2. 事業者は、本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に従って、第1項に規定する研修、訓練等を実施し、あわせて、業務の遂行に当たっての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等を構築して必要な書類を県に提出し、県の確認を受けるものとする。

第34条（施設利用規約の策定）

1. 事業者は、本施設の利用に係る予約の受付を開始するまでに、本条例、要求水準書及び提案書に従って施設利用規約を策定して県に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
2. 事業者は、契約期間中、前項の規定により公表を行った施設利用規約に従って本業務を行う。
3. 事業者は、施設利用規約の内容を変更する場合は、第1項に定める手続に従って速やかに県に届け出るものとする。

第35条（開業準備業務における貸出等受付等）

事業者は、要求水準書、運營業務の事業計画書及び施設利用規約に従い、本契約締結日以降、本施設の利用促進に向けた効果的かつ積極的な広報・周知活動を行うとともに、施設利用希望者からの問い合わせ、予約に対応するものとする。

第36条（事業者調達備品）

1. 事業者は、本事業に必要となる備品のうち要求水準書付属資料2「事業者調達備品」に定める事業者調達備品を調達し、本施設に設置又は配置しなければならない。事業者調達備品の数量は、要求水準書付属資料2「事業者調達備品」に記載の標準数量を参考に、事業者と県との間で協議して定めるものとする。
2. 事業者は、前項に従い事業者調達備品を取得したときは、直ちにその所有権を県に無償で譲渡するものとする。
3. 県は、前項の譲渡を受けたときは、事業者調達備品を第13条第1項の貸与品の対象に加えるものとし、事業者に引き渡すものとする。

第5章 公共施設等運営権の設定等

第37条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）

1. 県は、本施設に係る運営権を設定し、事業者に対して運営権設定書を交付するものとする。
2. 事業者は、第1項による運営権設定後、自らの責任及び費用負担によりPFI法第27条に基づく運営権の登録に必要な手続を行うものとし、県はこれに協力する。
3. 運営権は、次に掲げる条件が全て満たされたことをもって効力が発生するものとする。
 - (1) 本施設に係る地方自治法第244条の2第1項に基づく本条例が改正及び施行されること。
 - (2) 運営権の設定に係るPFI法第19条第4項に定める奈良県議会の議決を経ていること。
 - (3) 本施設に係る改修工事が竣工し、本施設の工事施工者から県に対し本施設の引渡し完了していること。
 - (4) 県から本施設の引渡しを受けていること。
 - (5) 第28条に定める事業計画書が県に提出されていること。
 - (6) 第31条に定めるセルフモニタリング実施計画書が県に提出され、県の承認を受けていること。
 - (7) 第43条第2項に定める業務に必要な書類が県に提出され、県の確認を受けていること。
 - (8) 第103条に定める各書類が県に提出されていること。
 - (9) 本契約等に基づき本事業が円滑に進捗していること。
 - (10) 事業者が本契約に対する重大な義務違反がないこと。
4. 事業者は、運営権の効力が発生したときは、PFI法第21条第3項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を県に届け出なければならない。

[提案書に基づき運営権対価の提案があったとき]

第38条（運営権対価の支払い）

1. 事業者は、運営権の存続期間において、県に対して、別紙3に定める方法により運営権対価を支払う。
2. 県は、支払済みの運営権対価を返還する義務を負わない。ただし、本項の規定は、本契約又は法令等に基づき、県から事業者に対する損失補償等を行うことを妨げ

るものではない。

3. 前二項の規定に基づく運営権対価の支払が別紙3に定める期日よりも遅延した場合、事業者は、県に対し、第16条第3項の規定に従い延滞金を支払うものとする。

第39条（運營業務の開始）

1. 事業者は、供用開始予定日までに、次に掲げる条件（第2号から第9号までの条件のうち、県が充足しないことを認めたものを除く。）を満たし、運營業務を開始しなければならない。事業者が運營業務を開始する日を運営期間開始日とする。
 - (1) 供用開始予定日が到来していること
 - (2) 第10条に定める事業者が本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可手続を完了していること。
 - (3) 第13条に定める貸与品の貸与が完了していること。
 - (4) 第36条に定める事業者調達備品の調達及び県への譲渡が完了していること。
 - (5) 第37条第3項各号に定める条件が全て充足され、維持されていること。
 - (6) [前条に基づき供用開始予定日までに支払われるべき運営権対価が支払われていること。]
 - (7) 第53条に定める業務に必要な書類が県に提出され、県の確認を受けていること。
 - (8) 第56条に定める利用料金が県に届け出られていること。
 - (9) 本契約等に基づき本事業が円滑に進捗していること。
2. 事業者は、本施設引渡日以降速やかに、本施設の状態を確認し、不具合及び提案書の提出までに県が示した凶面等との齟齬で本施設の運営に著しく支障が生じるものを認めたときは、その旨を県に申し立てることができる。
3. 県は、前項の申立てがあった場合、当該申立ての内容を確認し、当該申立てが相当と認めたときは、事業者と協議を行い、適切な措置をとるものとする。
4. 事業者は、供用開始予定日に運營業務を開始できないときは、遅滞なく、その旨を書面により県に対して届け出なければならない。この場合において、事業者は、供用開始予定日の30日前までにこの届出をするときは、当該届出により県に対して供用開始予定日の変更を請求することができる。県は、この請求を受けた場合において、事業者が業務を開始できない正当な理由があると認められるときは、供用開始予定日を変更することができる。この場合の追加費用及び損害の負担については、第51条の規定を準用する。
5. 県及び事業者は、前項に従って供用開始予定日に変更された場合であっても、第86条第5項に従って延長されない限りは、運営期間終了日に変更されるものではないことを確認する。

第40条（指定管理）

1. 県は、本条例に基づき奈良県議会の議決を経て、本契約等に従い、事業者を本施設の指定管理者として指定する。
2. 事業者は、本契約等に従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適切に執行しなければならない。
3. 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、本条例第10条第1項各号の業務とする。
4. 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、本施設における指定管理者として自らの責任と費用において前項の業務を実施する責任を負う。
5. 事業者は、本指定が運営権設定日に行われぬ又はその効力を失った場合には、第3項の業務を開始することはできない。

第6章 本施設

第41条（本施設の契約不適合責任）

1. 本施設引渡日以後、第37条の規定により引き渡された本施設が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（本施設引渡日時点で本施設に存する物理的な契約不適合であって、リニューアル工事の対象に含まれている部分については、リニューアル工事の完成図書の記載に適合しないものをいい、本施設のうちリニューアル工事の対象に含まれていない部分については、要求水準書に定める性能又は品質に適合しないものをいう。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下、本条において「契約不適合」という。）であることが発見された場合、事業者は、当該契約不適合の存在及び内容を速やかに県に通知するものとする。
2. 前項の通知を受けた場合、県は、その契約不適合がリニューアル工事の対象に含まれている場合には、リニューアル工事の建築請負事業者が県に対して責任を負う限度で、契約不適合がリニューアル工事の対象に含まれていない場合には、自らの責任と費用で当該契約不適合部分の修補を行う。なお、県は、リニューアル工事の建築請負事業者が県に対して責任を負う限度で、当該契約不適合部分を原因として本施設で予定されていた催事等が中止又は縮小（日程の短縮を含む。）になったことにより事業者が生じた損害及び費用を負担するものとする。
3. 事業者は、県が契約不適合部分の修補を行うときは、これに協力しなければならない。
4. 第2項ただし書の規定は、本施設の契約不適合部分による貸与品又は事業者所有資産の破損、損傷又は滅失を原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者が発生した損害及び費用について準用する。
5. 事業者は、本施設引渡日から2年以内でなければ、前各項に基づく契約不適合を理由とした修補又は損害若しくは費用負担の請求をすることができないものとする。

第7章 維持管理業務

第42条（維持管理業務の実施）

1. 事業者は、維持管理期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に従って、維持管理業務を実施するものとする。
2. 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、維持管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。
3. 事業者は、本施設の保全については、第47条に定める県が実施する修繕等、更新投資及び大規模修繕以外に必要なものを全て実施する。
4. 事業者は、自らの責任と費用（通常が必要費を含むが、これに限定されない。）により本施設以外の事業敷地の維持保全を実施し、事業敷地の改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、当該費用を県に対して請求しない。
5. 前項の規定にかかわらず、事業敷地の契約不適合部分の修補に係る費用については、県がこれを負担する。

第43条（維持管理業務実施体制の確認）

1. 事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、維持管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保するとともに、必要な研修、訓練等を行い、業務の実施に習熟させなければならない。
2. 事業者は、前項に規定する研修、訓練等の実施後、本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に従って維持管理業務を遂行することが可能となった時点において、県に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、業務の遂行に当たって

の管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を県に提出し、県の確認を受けるものとする。

第44条（本施設の保守）

1. 事業者は、要求水準書及び提案書に従い、自己の費用負担と責任により、建築物、建築設備及び舞台設備（以下、本条において「建築物等」という。）の点検及び保守を実施しなければならない。
2. 事業者は、定期的に建築物等の点検を行うこととし、建築物等の正常な機能の維持及び回復のために、必要に応じて保守を実施する。ただし、修繕等、更新投資又は大規模修繕が必要な場合は、次条、第46条又は第47条の定めによる。
3. 事業者は、本事業に供する貸与品については、要求水準書に従い、本施設に保管場所を確保の上、適切に管理し、点検及び保守を実施しなければならない。

第45条（本施設の修繕等）

1. 事業者は、要求水準書及び提案書に従い、修繕計画書を策定して県に提出するとともに、これに基づく本施設の修繕等を実施しなければならない。本施設のうち要求水準書付属資料9「修繕業務の区分」記載の修繕区分に従い事業者が負担する項目の修繕等は事業者が行うものとし、同資料に特段の定めがない項目についても同様とする。
2. 事業者は、前項に定める修繕計画書と異なる内容の修繕等を行う場合には、事前に県に報告しなければならない。
3. 事業者は、第1項に定める修繕等を行った場合、要求水準書等に従い、県に速やかに報告を行い、必要に応じて県の立会による確認を受けなければならない。前項の修繕等を行った場合も、同様とする。
4. 本施設の修繕等に要する費用は、特段の定めのない限り、事業者が負担する。ただし、第46条第3項及び第47条第2項に該当する場合には、この限りでない。
5. 前各項に定める他、事業者は、要求水準書及び提案書に従い、自己の費用負担と責任により、備品の修繕等を実施しなければならない。備品のうち貸与品の更新が必要な場合、当該貸与品が事業者調達備品に該当するときは、第36条を準用して事業者がこれを調達するものとし、それ以外のときは県と対応を協議するものとする。

第46条（事業者による本施設の更新投資及び拡張投資）

1. 事業者は、前項に定める修繕等の対象となる本施設の性能及び機能の維持に必要であるときは、要求水準書及び提案書に従い、県の事前の書面による承認を受けた上で、事業者の費用負担において、募集要項等に定める本施設の更新投資を行うことができる。
2. 事業者が更新投資を行う場合の手續、費用負担及び更新投資による資産の所有権の帰属等は要求水準書の定めるとおりとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、要求水準書及び次の各号に定める要件をすべて充足する更新投資であって、事前に県の承認を得たもの（以下「拡張投資」という。）を実施する場合には、事業者は、第88条第5項に従い、事業期間終了時点で当該投資の結果残存している価値に対応する費用（以下「残存価値相当費用」という。）を県が負担することを求めることができる。
 - (1) 運営期間内の投資回収が困難である投資と県が認める投資であること
 - (2) 運営期間終了後も運営期間終了時における残存価値を上回る受益が継続することが見込まれる投資であると県が認める投資であること

- (3) 提案書に従い事業者が実施する義務を負う投資に該当しないこと
- (4) 事業者が実施した他の拡張投資の機能維持のための投資に該当しないこと

第47条（県による本施設の更新投資及び大規模修繕）

1. 県は、本施設のうち要求水準書付属資料9「修繕業務の区分」記載の修繕区分に従い県が負担する項目の修繕等を行うものとする。
2. 県は、公益上の理由を検討した上で自ら必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により、本施設の更新投資を行うことができる。なお、当該更新投資部分は、本施設に含まれるものとして運営権の効果が及ぶものとする。
3. 県は、本施設の大規模修繕が必要とされる場合には、要求水準書付属資料1「大規模修繕実施プロセス」に従い、自らの責任及び費用負担により大規模修繕を実施する。
4. 県は、前三項の規定による修繕等、更新投資又は大規模修繕を行う場合は、事前に事業者の承諾を得るものとする。
5. 事業者は、県が第1項から第3項までの規定による修繕等、更新投資又は大規模修繕を行う場合、これに協力しなければならない。
6. 県は、第1項から第3項までに基づく県の実施する修繕等、更新投資又は大規模修繕の実施に起因して本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者が生じた損害及び費用を負担するものとする。
7. 第1項から第3項までの規定に基づき行われる修繕等、更新投資又は大規模修繕の内容が、事業者に著しい費用の増加若しくは業務量の増加又は損害の発生をもたらすことが予想されるものである場合には、県は事前に事業者と協議し、当該修繕等、更新投資又は大規模修繕を実施するものとする。かかる場合、県及び事業者は協議により本契約の変更を行うことができる。

第48条（本施設の建設及び改修）

事業者は、本施設について、建設及び改修を行ってはならない。また、本施設内において、事業者又は第三者が所有する新たな不動産の建設も行ってはならないものとする。

第49条（事業者所有資産の整備）

1. 事業者は、要求水準書に従い、本施設において、本事業の実施に必要な施設及び設備の整備並びにその他の備品の調達を行うことができる。当該整備を行った結果、整備の対象部分が本施設又は既存の事業者所有資産から独立した所有権の対象となる場合には、着工前までに、当該整備に関する情報（整備の内容等）を県に対して通知する。
2. 前項の場合において県が請求した場合、事業者は、当該施設又は設備の完成前までに、当該施設又は設備について県を予約完結権者とする売買の一方の予約契約を締結するものとする（同契約における当該施設又は設備の売買価格は時価とする。）。
3. 県が前項に基づき締結された売買の一方の予約契約に基づく予約完結権を行使した場合には、当該契約の対象である施設又は設備の売買契約が成立するものとし、当該施設又は設備の所有権は直ちに県に移転するものとする。県は、売買契約の成立後、県が合理的に定める期限までに（なお、県は複数年度にわたる分割払いの期限を定めることができるものとする。）、当該施設又は設備の売買代金を支払うものとする。
4. 事業者は、第1項に従い、自ら整備又は調達し、本施設から独立した所有権の対象となる施設若しくは設備又は備品（以下「事業者所有資産」という。）のリストを速やかに県に提出するものとする。当該リストに変更が生じた場合も同様と

する。

第50条（施設の損壊）

1. 原因の如何を問わず本施設が損壊したときの修繕等・更新投資で、修繕計画書に記載がないものの取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 修繕等・更新投資が、県が行う大規模修繕に該当しないときは、当該修繕等・更新投資は、要求水準書付属資料9「修繕業務の区分」記載の修繕区分に従い、事業者又は県がその費用で実施する。
 - (2) 修繕・更新投資が、県が行う大規模修繕に該当するときは、当該修繕等・更新投資は県がその費用で実施する。
2. 前項に従い県又は事業者が修繕等・更新投資を実施したときにおいて、当該修繕等・更新投資の対象である本施設の損壊が県又は事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、修繕等・更新投資の実施者は当該損壊の帰責者に対し修繕等・更新投資の費用を求償できるものとする。
3. 修繕等・更新投資を実施した県及び事業者は、修繕等・更新投資の対象である本施設の損害について責任ある第三者に対して当該修繕等・更新投資の費用の支払を請求することができる。

第8章 運営開始

第51条（運営開始）

運営期間開始日が供用開始予定日より遅延したときは、遅延により県及び事業者に生じた追加費用及び損害の負担は次のとおりとする。

- (1) 遅延が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、追加費用及び損害は事業者が負担する。
- (2) 遅延が県の責めに帰すべき事由によるときは、追加費用及び損害は県が負担する。
- (3) 遅延が県及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときの追加費用及び損害の負担は、第13章の規定に従うものとし、同章に規定のない事由によるときは県と事業者が誠実に協議して定める。

第9章 運營業務

第52条（運營業務の実施）

1. 事業者は、運営期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、事業計画書、提案書及び施設利用規約に従って、運營業務を実施するものとする。
2. 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、運營業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

第53条（運營業務実施体制の確認）

1. 事業者は、運營業務の開始に先立ち、運營業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者及び県からの出向者を含む。）を確保するとともに、必要な研修、訓練等を行い、業務の実施に習熟させなければならない。
2. 事業者は、前項に規定する研修、訓練等の実施後、本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に従って運營業務を遂行することが可能となった時点において、県に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、業務の遂行に当たっての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を県に提出し、県の確認を受けるものとする。

第54条（運営期間における貸出等予約の受付等）

事業者は、要求水準書、運營業務の事業計画書、提案書及び施設利用規約に従い、運営期間において、本施設の利用促進に向けた広報・周知活動を行うとともに、施設利用希望者からの問い合わせ、予約に対応するものとする。ただし、利用日が運営期間終了日以降の予約については、その予約を受け付けてはならない。

第55条（本施設の利用等）

1. 事業者は、本条例に基づき、本契約、要求水準書、事業計画書、提案書及び施設利用規約に従い、本施設を使用収益するほか、本施設のうち利用料金の対象となる部分を利用者に貸し出して使用させ、利用者から利用料金を徴収することができる。
2. 事業者は、前項で本施設を利用者に貸し出して利用させた後、その返還を受けるときは、貸し出した施設に故障や損傷、盗難がないことを確認し、故障・損傷、盗難等があるときは、利用者に原状回復又は損害賠償を求めなければならない。

第56条（利用料金の設定及び收受）

1. 事業者は、本条例に基づき、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書並びに関連する法令等に従い、県の定めた金額を上限として、本施設の利用料金を設定し、本施設の利用者から当該利用料金を收受することができる。ただし、本契約で別途定める場合又は設定及び收受の根拠となる法令等が変更された場合にはこの限りではない。
2. 事業者は、前項の利用料金を要求水準書記載の日までに定めて、県に届け出なければならない。
3. 事業者が利用者から徴収した利用料金の還付並びに利用料金の全部又は一部の免除及びその徴収の延期は、本条例及び施設利用規約の定めに従うものとする。

第57条（災害・緊急事態等発生時の施設利用等）

1. 事業者は、県の要請に従い、災害・緊急事態等発生時の本施設の利用等に協力しなければならない。なお、県が事業者に求める協力の内容・範囲は要求水準に定めるとおりとする。
2. 前項の規定による災害時の本施設の利用に際して、運営権の行使の停止が必要となった場合には、第20条の規定に準じるものとする。
3. 第1項の規定による災害時の本施設の利用等により本施設の貸出の取消しや提案書に基づく事業の収入減等が生じた場合において、前項に定める運営権の行使の停止その他特段の定めがない限り、県はこれを補償しない。

第58条（自主事業に関する業務の特則）

事業者は、本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に従って自主事業に関する業務を行うとともに、県とJapan National Orchestra株式会社（以下「JNO」という。）が締結している「奈良県とJapan National Orchestra株式会社との文化活動の振興に関する連携協定書」（令和4年2月28日）及び、「奈良県とJapan National Orchestra株式会社との奈良県文化会館の活用促進に関する連携・協力事項」（令和6年5月13日）の内容を踏まえ、自主事業に関する業務の実施にあたり、JNOと連携、調整及び協力する。

第59条（自主事業のための本施設の一部貸付）

1. 事業者は、運営期間中、自主事業を実施するため、別紙5の様式による建物使用貸借契約を締結して本施設の一部（以下「貸借部分」という。）を県から無償で借り受けた上で、貸借部分を第三者に貸し付けることができる。ただし、貸借部分を第三者に転貸するにあたって、事前に当該第三者への貸付について県の承認を得るとともに、当該第三者との間で次の各号に掲げる条件を含む建物転貸借契約を締結し

て、当該第三者に交付した事前説明書（もしあれば）及び当該契約書の写しを県に提出しなければならない。

- (1) 当該転貸に借地借家法の適用がある場合には同法第38条に定める定期建物賃貸借契約、又は民法第593条の規定に定める使用貸借契約であること。
 - (2) 当該契約の契約期間が運営期間を超えない（本契約が途中で解除又は終了した場合は当該解除又は終了をもって当該契約の契約期間も自動的に終了する。）ものであること。
 - (3) 県又は県の指定する者が、本契約の終了後、事業者と第三者との間の貸付契約の賃借人である第三者との間で賃貸借契約を締結する必要がある場合は、当該第三者は、県又は県の指定する者との間の賃貸借契約の締結に向けて誠実に協議するとともに、事業者はこれに協力すること。
2. 事業者は、貸借部分について第三者に転貸した後においても、運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって貸借部分の管理を行うものとする。
 3. 事業者は、暴力団員等その他関係者のいずれかに該当する者に対しては、貸借部分を貸し付けないものとし、転借人をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者に対しては再転貸させないものとする。
 4. 第1項の賃貸借により事業者が収受した賃料は事業者の収入とする。

第10章 付帯業務

第60条（付帯業務の実施）

1. 事業者は、運営期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、事業計画書、提案書及び施設利用規約に従って、付帯業務を実施するものとする。
2. 事業者は、法令等及び本契約の定めに従い、付帯業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。
3. 付帯業務において利用料金を徴収するときは、第56条の規定を準用する。

第61条（付帯業務のための本施設の一部貸付）

事業者が、運営期間中、付帯業務を実施するために第三者に貸借部分を貸し付ける場合、第59条の規定を準用する。

第11章 任意事業

第62条（任意事業の実施）

1. 事業者は、運営期間中、法令等、本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書を遵守して、自らの責任及び費用負担において任意事業を行うことができる。
2. 前項の定めにかかわらず、事業者は、提案書に記載した任意事業について、自ら又は受託・請負者に委託して、実施しなければならない。この場合においても、事業者は、要求水準書を遵守して任意事業を行うものとする。
3. 事業者は、任意事業により得られた収入を収受することができるものとする。
4. 事業者が、任意事業の実施に際し、本施設の一部を第三者に貸し付け、又は利用させる際には、第59条の規定を準用する。
5. 事業者は、運営期間において任意事業の手続に従って貸借部分を自動販売機及び屋内広告設置を目的として第三者に利用させることができる。この場合、事業者は使用料を設定し、当該第三者からの使用料を徴収することができる。
6. 事業者は、任意事業の実施に際し、必要に応じて県と協議を行い、県が希望する

場合には別途県と合意書を締結するものとする。

第12章 適正な業務の確保

第63条（要求水準を満たす業務の実施）

1. 事業者は、自らの責任及び費用負担において、社会情勢又は文化会館に対する要請の変更等に応じて要求水準を満たす方法により本事業を実施しなければならない。
2. 県は、本事業が要求水準を満たし適正かつ確実に遂行されているか否かを確認するため、別紙4に基づきモニタリングを行う。

第64条（保険）

1. 事業者は、事業期間中、別紙6に定める種類、内容及び条件の保険に係る保険契約等を自ら締結し、又は受託・請負者をして締結させ、その保険料等を自ら負担し、又は受託・請負者をして負担させるものとする。
2. 事業者は、前項により保険契約を締結し、又は締結させたときは（継続、更新又は更改を含む。）、速やかに保険証券の写しを県に提出しなければならない。

第65条（関連業務の調整）

1. 事業者は、県が本施設に関して個別に発注する第三者の業務が、本施設に関する業務遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う業務の円滑な遂行に協力し、その遂行に必要な調整を行う。
2. 事業者は、事業期間中において、県の実施する業務等が、本契約等に定める自らの業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。
3. 事業者は、前各項における関連業務が実施される場合、関連業務を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わず、県又は第三者による前各項における関連業務の実施により事業者に損害が発生したときは、県に対して当該損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者による協力及び調整が不相当と認められる場合はこの限りでない。

第66条（県による指示等）

1. 県は、PFI法第28条の規定に基づき、事業者による本事業の適正を期するため、事業者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
2. 前項の県の調査又は指示に従うことにより事業者に費用が発生する場合、かかる費用は事業者の負担とする。

第67条（モニタリング実施計画書の変更）

1. 県は、事業期間中、要求水準が変更された場合、県の事由により本事業の業務内容の変更が必要な場合、その他本事業の業務内容の変更が特に必要と認められる場合には、モニタリング実施計画書を変更することができる。この場合、事業者は、県の承認を得て、セルフモニタリング実施計画書を変更しなければならない。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
2. 県及び事業者は、本契約が変更された場合、必要に応じてセルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画書を変更するものとする。
3. 前二項のセルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画書の変更が事業者の責めに帰すべき事由により行われた場合（任意事業に係る変更を含む。）には、

本契約に別段の定めがあるときを除き、これに伴う追加費用については事業者の負担とする。

4. 第1項又は第2項のセルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画書の変更が県の責めに帰すべき事由により行われた場合には、これに伴う追加費用については県の負担とする。
5. 第1項又は第2項のセルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画書の変更が県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、本契約に別段の定めがあるときを除き、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行うものとする。また、県及び事業者は、かかる変更に伴い事業者が一時的に支払等を行った増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。ただし、1か月以内に協議が調わなかった場合には、県がこれを決定することができるものとする。
6. 第1項又は第2項のセルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画書の変更は書面をもって行うものとする。

第68条（各業務におけるモニタリング）

1. 統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務、付帯業務及び任意事業に係る業務について、事業者は、セルフモニタリングを実施し、所定の書類を所定の期限までに、又は県の請求に従って、随時、県に提出するものとする。
2. 統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務、付帯業務及び任意事業に係る業務について、県は、前項に基づき提出された書類に基づき、また、別紙4及びモニタリング実施計画書の定めに従って、当該各業務が要求水準を満たし、かつ、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認するとともに、事業者は、別紙4及びモニタリング実施計画書の定めに従って、かかる確認に必要な協力を行う。
3. 統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務、付帯業務及び任意事業に係る業務について、県は、前各項のモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず、又は事業者の提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、別紙4に定めるとおり、業務改善のための必要な措置を講じるものとする。

〔提案書に基づき県負担額の提案があったとき〕

第69条（〔県負担額の支払及び〕レベニューシェア）

1. 〔県は、本契約の規定に従い、事業者に対して、統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務に係る費用負担として、別紙7の定めに従って県負担額を支払うものとする。〕
2. 前項に定める県負担額の支払は、各業務について、別紙4及び別紙7に定めるとおり、行われるものとする。
3. 物価の変動に伴い本業務の実施に必要な費用が増加した場合その他の場合には、県負担額の支払額は、別紙8の定めに従って改定されるものとする。
4. 事業者は、運営期間中、別紙9の定めに基づきレベニューシェアが発生したときは、同別紙の定めに基づき当該レベニューシェアに係る金額を県に納付するものとする。

第70条（本契約終了時の措置）

1. 事業者は、運営期間終了日の3年前の応当日まで（第86条第5項に従って運営期間が延長された場合は延長後の運営期間が終了する日の3年前の応当日まで）に、本事業に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を県に報告し、県の確認を受けるものとする。
2. 事業者は、要求水準を満たすよう、運営期間終了時まで、前項の協議の結果を反

- 映した修繕計画書に基づき本事業に係る施設及び設備の修繕等及び更新投資を行うほか、必要となる資料を整備し、県の確認を受けるものとする。
3. 前項の修繕等及び更新投資を行うにあたって、事業者は、運営期間終了日において、本施設が維持管理業務開始時の性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態（経年劣化は除く。）で県に引き継げるようにしなければならない。この場合において、事業者は、運営期間終了から2年間は、原則として修繕等及び更新投資を必要としないことを前提に修繕等及び更新投資を行うものとする。
 4. 事業者は、要求水準書に定める書類を運営期間終了後に県に対して提出し、県の確認を受けるものとする。

第71条（要求水準を満たさない場合の措置）

県は、本章に定めるモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たしていないと判断した場合には、別紙4に規定する措置を講ずるものとする。

第13章 責任及び損害等の分担

第72条（責任及び損害等の分担原則）

1. 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。
2. 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会又は事業者から県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の事業者の責任を免れず、当該承認、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として県は何ら責任を負担しない。
3. 本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担するものとする。

第73条（政策変更に基づく通知の付与）

1. 県は、本契約の締結後に国又は地方公共団体による政策が変更され、又は決定されたことにより次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって事業者に通知しなければならない。
 - (1) 本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に規定された条件に従って業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 本契約の履行のために県又は事業者において追加的な費用が必要であると判断したとき。
 - (3) 要求水準書に記載された業務の一部が不要になることが判明したとき。
2. 事業者は、事業者が県から前項の通知を受領した日以降において、本契約に基づく自己の義務が適用される政策に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用される政策に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、県及び事業者は、当該政策の変更又は決定により相手方当事者に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

第74条（政策変更に基づく協議及び追加費用の負担）

1. 事業者が県から前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがあるときを除き、県及び事業者は、当該政策の変更又は決定に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びにこれらに基づく履行義務の内容変更及び追加費用の負担（費用が減少した場合には減少分の調整）について協議しなければならない。
2. 前項の協議にかかわらず、事業者が県から前条第1項の通知を受領した日から120日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担（費用が減少した場合には減少分の

調整)についての合意が成立しない場合、県が当該政策の変更又は決定に対する対応方法を事業者へ通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、かかる場合の追加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものは県が負担するものとし、事業者の費用が減少した場合には、当該費用相当額について県の帰属とする。

第75条 (法令改正に基づく通知の付与)

1. 事業者は、本契約の締結後に法令等の変更が行われたことにより次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって県に通知しなければならない。
 - (1) 本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に規定された条件に従って業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 本契約の履行のために県又は事業者において追加的な費用が必要であると判断したとき。
 - (3) 要求水準書に記載された業務の一部が不要になることが判明したとき。
2. 県及び事業者は、本契約に基づく自己の義務が適用される法令等に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用される法令等に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、県及び事業者は、当該法令等の変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

第76条 (法令改正に基づく協議及び追加費用の負担)

1. 法令等の変更により事業者へ本事業継続のための追加費用又は損害が生じるときは、当該追加費用又は損害は事業者が負担するものとする。ただし、特定法令等変更により事業者へ追加費用又は損害が生じるときは、県は当該追加費用又は損害のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるものを負担するか若しくは負担に代わる代替措置を提示することができる。
2. 前項の規定は、県が事業者から前条第1項の通知を受領したとき、当該法令等の変更に対応するため、本契約、要求水準書、事業計画書の変更等について県と事業者が協議を行うことを妨げない。
3. 県と事業者は、前項の協議が調ったときは、協議の結果に基づき、必要な契約変更、要求水準書の変更及び事業計画書の変更等を行うものとする。

第77条 (法令改正による解除)

1. 本契約締結後における法令等の改正又は制定により、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、県又は事業者は相手方当事者と協議の上、合意により本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 県又は事業者が本事業の継続を困難と判断したとき。
 - (2) 本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。
2. 県及び事業者は、前項の規定による本契約の解除又は終了によって発生した損害については自ら負担するものとする。
3. 第1項に基づき、本契約が解除された場合、[事業者が支払わなければならないそれまでの期間に相当する運営権対価の未払分の清算は、第95条第3項及び第4項の規定に準じるものとする。/本契約の解除の日までに事業者が実施した本業務に対応する県負担額の清算は、第95条第3項及び第4項の規定に準じるものとする。]

第78条 (不可抗力に基づく通知の付与)

1. 事業者は、本契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって県に通知

- するものとする。
- (1) 本契約、要求水準書、事業計画書及び提案書に規定された条件に従って業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 本契約の履行のために県又は事業者において追加的な費用が必要であると判断したとき。
 - (3) 要求水準書に記載された業務の一部が不要になることが判明したとき。
2. 県及び事業者は、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、その旨を相手方に通知した上で、当該不可抗力により影響を受ける範囲において、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。かかる場合において、県又は事業者は、相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

第79条（不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担）

1. 本契約の締結後に不可抗力により生じた本事業継続のための追加費用又は損害は、第64条の定めに従い事業者が加入した保険その他事業者が付保する保険により給付される保険金額を上限として事業者が負担し、同保険金額を超える部分があるときは、これを県が負担するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、保険契約において事業者が設定した免責金額がある場合及び事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものがある場合、これらにかかる追加費用及び損害は事業者の負担とする。
3. 県は、事業者から前条第1項の通知を受領したときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、当該不可抗力事由に対応するため、速やかに本契約、要求水準書、事業計画書等について必要な協議を行わなければならない。
4. 県及び事業者は、前項の協議が調ったときは、協議の結果に基づき、必要な契約変更、要求水準書の変更、事業計画書の変更等を行うものとする。

第80条（不可抗力への対応）

1. 事業者は、不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となったとき、又は本施設に重大な損害が発生したときは、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な範囲内で対応を行うものとする。
2. 前項の場合において、その事態の改善に相当の期間を要し、かつ、当該期間中、本施設の閉館が必要となるときは、事業者は、本施設の再開業に向けた回復計画を作成し、これを県に提出して県の確認を受けるものとする。
3. 前項の場合において、本施設を再開業させるときは、前項に従って県の確認を受けた回復計画に従うことを要する。
4. 前各項の規定に従い事業者が不可抗力事由の対応を行う場合、県は施設所有者として必要な協力を行うものとする。

第81条（不可抗力による契約の終了）

1. 不可抗力により本施設が滅失し、又はその大部分が損壊した場合、運営権は消滅し、本契約は当然に終了するものとする。
2. 前三条の規定にかかわらず、県又は事業者は、本契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、本事業の継続が困難であるか、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
3. 県及び事業者は、前二項の規定による契約の解除又は終了によって発生した損害については、第79条第1項及び第2項の規定に準じて取り扱うものとする。
4. 第1項又は第2項に基づき、本契約が解除又は終了した場合、[事業者が支払わなければならないそれまでの期間に相当する運営権対価の未払分の清算は、第95条第

3項及び第4項の規定に準じるものとする。／本契約の解除又は終了の日までに事業者が実施した本業務に対応する県負担額の清算は、第95条第3項及び第4項の規定に準じるものとする。]

第82条（当事者間の損害賠償責任）

本契約に別段の定めがある場合を除き、県又は事業者が本契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生した場合には、相手方当事者は当該当事者に対して損害賠償を請求することができる。

第14章 公共施設等運営権の処分等

第83条（運営権等の処分）

1. 事業者は、県の事前の承諾を得ることなく、運営権その他本契約上の地位及び本事業について県との間で締結した契約に基づく一切の契約上の地位、これらの契約に基づく事業者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下、本章において「処分」という。）を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、県は、事業者から、運営権の全部又は一部の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者の欠格事由や募集要項等適合性の審査等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。なお、県は、当該許可を与えるあたり、次に掲げる条件を付すことができる。
 - (1) 譲受人が、本事業における事業者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、県に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、事業者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産並びに契約上の地位及び権利の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人の全ての株主が県に対して基本協定書に定める株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
3. 第1項の定めにかかわらず、事業者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定するときは、県は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出されること、並びに県と金融機関等の間で県が受入可能な内容で担保権の設定及び実行等に係る協定書（相殺を含む県の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）が締結されていることを承諾の条件とする。

第84条（資産の処分）

事業者は、本事業に関して自身が所有権を有する各資産については、本契約、要求水準書、事業計画書の規定に従う限り、自由に処分することができる。

第15章 契約期間及び期間満了に伴う措置

第85条（契約の有効期間）

1. 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の締結日を始期とし、次条に定める事業期間終了日まで効力を有する。
2. 事業者は、事業期間終了後に解散等を行う場合において、県の請求があるときは、

代表企業をして、事業者が県に対して負担する義務を、免責的に引き受けさせるものとし、当該引受を承諾する旨の書面を県に提出させなければならない。

第86条（事業期間）

1. 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日から運営期間終了日までの期間において統括管理業務を実施する。
2. 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日から運営期間開始日の前日までの期間において開業準備業務を実施する。
3. 事業者は、本施設引渡日から運営期間終了日までの期間において維持管理業務を実施する。
4. 事業者は、運営期間開始日を始期とし、運営期間終了日までの期間において、運営業務、付帯業務及び任意事業を実施する。
5. 前各項の定めにかかわらず、事業者が、県に対して、運営期間終了日の3年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、事業者及び県は、当該期間延長に係る運営権対価又は県負担額の支払い、本施設の修繕等に係る区分、利用料金の上限額その他当該期間延長の条件に関する協議を行うものとする。県が当該協議の成立を承認したときは、前項に定める期間に加えて、15年間を上限として事業者が届け出た期間、運営期間を延長する（かかる期間延長を「オプション延長」という。）。なお、オプション延長の実施回数は1回に限られる。
6. 運営期間（前項により期間延長された場合を含む。）は、いかなる理由をもっても令和40年3月31日を超えることはできない。
7. 運営期間終了日をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権及び指定管理者の指定は消滅する。ただし、運営期間終了日前に本契約が解除され、又は終了した場合には、第90条から第102条までの定めに従うものとする。

第87条（事業引継）

事業者は、運営期間終了日までに県又は県の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、自己の費用及び責任により、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。

- (1) 事業者は、本事業に関して事業者が締結している契約について県又は県の指定する者が承継を希望する場合には、県の指定する日までに、契約相手方の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約に関する資料を県又は県の指定する者に提供しなければならない。
- (2) 事業者は、県又は県の指定する者に運営が引き継がれるまでに、県又は県の指定する者によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価（立入調査及び聞き取り調査を含む。）に協力しなければならない。
- (3) 事業者は、県の指定する日までに、本事業に関して自身が有する財務、運営及び技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンス並びに本施設の運営に必要なマニュアル及び使用者リスト等を含む。）に関する全ての最新文書を県又は県の指定する者に電子媒体（県又は県の指定する者が必要とする場合にはハードコピーを含む。）で提供しなければならない。なお、本号に基づき提供する最新文書の内容については、県と事業者との間で事前に協議を行った上で決定する。
- (4) 事業者は、県の別途指定する日までに、本事業の業務内容等（事業期間終了後の施設の予約及び利用料金を含む。）について、県又は県の指定する者に適切に引継ぎを行わなければならない。

第88条（契約終了による資産の取扱い）

1. 事業者は、運営期間終了日に、本施設の使用を終了し、これを明け渡さなければならない。

2. 前項に定める本施設の使用の終了及び明渡しに当たっては、事業者は、貸与品を県に返還し、事業者所有資産を撤去した上で、県又は県の指定する者に、本施設の使用を引き継がなければならない。なお、本項の規定にかかわらず、事業者は、事業期間中、本契約等に従い、貸与品及び事業者所有資産を適切に管理及び更新しなければならない。
3. 前項にかかわらず、事業者所有資産について、県又は県の指定する者は、必要と認められたものを有償で引き継ぐことができる。なお、引継ぎの詳細については、県又は県の指定する者と事業者の協議により定めるものとする。
4. 前項の協議に基づき県又は県の指定する者により事業者所有資産の買い取りが行われる場合において、買い取る者が必要と認めるときは、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買い取る者に承継させるために必要な措置を取るものとする。
5. 事業者は運営期間に行った拡張投資に関して県が残存価値相当費用の負担を承認したのものについては、県は、運営期間終了日の簿価相当額を事業者に補償するものとする。
6. 前四項の定めにかかわらず、事業者が残置を希望する事業者所有資産を県に申し入れ、県がこれを承認したときは、事業者は当該資産の所有権を県に無償で譲渡した上で、本施設内に残置することができる。
7. 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、県に対して本施設について事業者が支出した必要費及び有益費等の償還を請求することはできない。

第89条（契約終了による事業引継後の施設の契約不適合責任）

1. 県又は県の指定する者は、前条第2項の規定により使用を引き継がれた本施設（県が実施した修繕等、更新投資及び大規模修繕に係る部分を除く。）に要求水準書及び修繕計画書の内容に適合しない契約不適合があるときは、県又は県の指定する者が当該施設の使用を引き継いだ日から2年以内に限り、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間の定めは適用しない。なお、事業者は、県又は県の指定する者から契約不適合の修補の請求を受けたときは、事業者の責任と負担において速やかに当該契約不適合部分の修補を行わなければならない。
2. 前項の規定は、県又は県の指定する者が、前条の規定により事業者から各種資産を買い取った場合について準用する。
3. 県又は県の指定する者は、前二項の資産が契約不適合により滅失又は毀損したときは、第1項に規定する期間内であっても県又は県の指定する者がその滅失又は毀損を知ったときから60日以内に同項の権利を行使しなければならない。

第16章 契約の解除又は終了に伴う措置

第90条（事業者の事由による本契約の解除）

1. 県は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本契約を解除することができる。ただし、運営権に抵当権の設定が登録されている場合は、県はあらかじめ当該抵当権に係る抵当権者に契約解除を通知するものとする。
 - (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
 - (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手續又はこれらに類似する手續について事業者の株主総会若しくは取締役会でその申立てを決議したとき

- 又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者について、手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
 - (4) 正当な理由なく、事業者が本事業を放棄したと認められるとき。
 - (5) 事業者が、本契約において定める事業報告書又は計算書類等に虚偽の記載を行ったとき。
 - (6) 事業者について、本事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当の期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
 - (7) 事業者がPFI法第29条第1項第1号のいずれかに該当し、同条第2項に基づく聴聞を行った上で運営権を取り消されたとき。
 - (8) 別紙4又は別紙11に基づき県が本契約を解除できるとき。
 - (9) 構成企業について、基本協定書第4条第3項第6号から第10号までのいずれか、または第9条第1項に定める事由のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (10) 事業者の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定がなされず又は取り消されたとき。
 - (11) 前各号のほか事業者が次条の規定によらず解除を申し出た場合であって、県及び事業者が協議の上、本契約を解除することに合意したとき。
2. 県は、次の各号の事由が発生したときは、事業者に対して改善勧告等を行い、一定の期間内に改善策の提出及び実施を求めた上で、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 事業者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
 - (2) [事業者が運営権対価を支払うべき期日を過ぎても支払わない場合。]
 - (3) 事業者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。ただし、前項各号に該当する場合を除くものとする。

第91条（県の債務不履行等による本契約の解除）

事業者は、県が本契約上の県の重大な義務に違反し、事業者から債務不履行を解消するのに必要な相当の期間を設けて催告したにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が解消されない場合、又は県の責めに帰すべき事由により本契約に基づく事業者の重要な義務の履行が不能となった場合は、本契約を解除することができる。

第92条（県の公益上の理由による本契約の解除）

県は、PFI法第29条第1項第2号の規定による公益上やむを得ない必要が生じた場合には、6か月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

第93条（県の本施設の所有権の喪失による本契約の終了）

県は、本施設の所有権を有しなくなった場合（第81条第1項に定める場合を除く。）には、PFI法第29条第4項の規定に基づき、運営権は消滅し、本契約を解除することができる。

第94条（合意による本契約の解除）

県及び事業者は第90条から前条までの規定による場合のほか、合意により本契約を終了することができる。かかる場合には、本契約に別途定めるほか、解除の効果については、県及び事業者の合意により決定する。

第95条（解除又は終了の効果）

1. 本章の規定に基づき本契約が解除され、又は終了した場合、前章の規定につき「運営期間終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、第87条柱書については、以下のように読み替えるものとする。「本契約が第90条から前条までの規定により解除され、又は終了した場合、事業者は県又は県の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の各号の引継ぎを含む事業引継をしなければならず、当該引継が完了したと県が認めるまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとする。この場合において、当該引継に要する費用については、その解除又は終了の事由に応じて、県及び事業者のうち帰責性を有する者がこれを負担し、又は分担する。」
2. 前項の場合において、事業者は、県又は県の指定する者による本施設の運営に係る本事業の実施に協力するため、本契約が解除又は終了した後で県が必要と認める期間、県又は県の指定する者から本施設の運営に係る事業に関し業務の委託を受ける等の協力義務を負う。
3. 本章の規定に基づき本契約が解除され又は本契約が終了した場合、県は、指定管理者の指定を取り消すものとする。
4. [第90条から前条の規定により本契約が解除又は終了した場合、事業者及び県は、本契約の解除又は終了の日までの期間に相当する運営権対価を、清算しなければならない。／第90条から前条の規定により本契約が解除又は終了した場合、事業者及び県は、本契約の解除又は終了の日までの期間に相当する県負担額を、清算するものとする。]
5. [前項の規定により、事業者が支払わなければならない解除又は終了までの期間に相当する運営権対価の未払分の金額は、運営権対価の総額に対して運営期間開始日から契約解除又は終了時点までの日数を運営期間開始日から運営期間終了日までの日数で除した日割り計算から支払済みの運営権対価を差し引いて算出する。／前項の規定により清算すべき県負担額は、事業期間中に支払われる県負担額の総額に対して運営期間開始日から契約解除又は終了時点までの日数を運営期間開始日から運営期間終了日までの日数で除した日割り計算から支払済みの県負担額を差し引いて算出する。]

第96条（運営権取消—事業者の事由による解除）

第90条各項の規定により本契約が解除された場合、PFI法第29条第1項第1号の規定による重大な違反があったものとして、運営権を取り消し、県及び事業者は、運営権登録令に規定される手続に従い、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。かかる場合、運営権の抹消手続に係る費用は事業者が負担するものとする。

第97条（損害賠償—事業者の事由による解除）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、違約金として県に納付した契約保証金の返還請求権を放棄するものとし、県は当該契約保証金を事業者が支払うべき違約金として充当することができるものとする。ただし、事業者が契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を違約金として県の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1) 第90条各項の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。
2. 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合、前項第2号に該当するものとみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人。
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等。
3. 第90条各項の規定により本契約が解除された場合で、解除に起因して県が被った損害が第1項の違約金の金額を超えるとき、事業者はその超過分を県に賠償しなければならない。
 4. 前項の場合において、県は、第95条第1項によって読み替えて適用される第88条第4項及び第5項の規定に基づき更新投資に係る資産を県又は県の指定する者が買い取る場合及び拡張投資に係る残存価値相当費用を補償する場合、県は、当該資産の売買代金債務及び残存価値相当費用補償債務と損害賠償請求権を相殺することができる。

第98条（運営権取消一県の事由による解除）

1. 第92条の規定により本契約が解除された場合、県は、PFI法第29条第1項の規定に基づいて運営権を取り消し、県及び事業者は、運営権登録令に規定される手続に従い、遅滞なく運営権の抹消手続を行う。
2. 前項による運営権の抹消登録に係る費用は県が負担するものとする。

第99条（損害賠償一県の事由による解除）

第91条の規定により本契約が解除された場合、県は、事業者に対し、これにより事業者が被った損害を合理的な範囲で賠償する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損害等がある場合にはこれを除くものとする。

第100条（損失補償一公益上の理由による解除）

第92条の規定により本契約が解除された場合、県は、事業者に対して、PFI法第30条第1項の規定に基づいて通常生ずべき損失を補償する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等がある場合にはこれを除くものとする。

第101条（運営権消滅一県の所有権喪失による解除）

第93条の規定により本契約が終了した場合、県及び事業者は、運営権登録令に規定される手続に従い、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第102条（損失補償一所有権の消滅による終了）

第93条の規定により本契約が終了した場合、県の責めに帰すべき事由があるときは、県は、事業者に対して、PFI法第30条第1項の規定に基づいて通常生ずべき損失を補償する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等がある場合にはこれを除くものとする。

第17章 誓約事項

第103条（事業者による誓約事項）

1. 事業者は、本契約締結後運営期間が終了するまでの間、事業者について次に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを県に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 履歴事項全部証明書

- (3) 印鑑証明書
 - (4) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の融資等に係る契約書
 - (5) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の運営権その他事業者が保有する資産並びに事業者の発行済株式に対する担保権設定に係る契約書
 - (6) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の本契約その他県と事業者との間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定に係る契約書
2. 事業者は、本契約締結後運営期間が終了するまでの間、法令等及び本契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 事業者は、会社法に基づき設立される株式会社であること。
 - (2) 事業者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
 - (3) 事業者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
 - (4) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (5) 事業者が奈良県内に本店所在地を有していること。
 - (6) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (7) 事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く定めがあること。
 - (8) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者が設立された日を含む年度に当たっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
3. 事業者は、事業期間中、本業務及びこれに付随する業務のみを行い、それ以外の業務を行わないことを誓約する。
4. 事業者は、本契約締結後運営期間が終了するまでの間、県の事前の書面による承認なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 議決権付株式の発行（ただし、議決権付株式の株主にこれを割り当てる場合であって、割当後も代表企業の出資額及び議決権付株式の保有割合が他の全ての株主の中で最大である場合を除く。）
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第104条（事業者に係る株式等）

1. 事業者は議決権付株式又は完全無議決権株式を発行する場合、当該株式の発行を受ける者又はその譲受人は、いずれも次に掲げる全ての条件（完全無議決権株式の発行を受ける者又はその譲受人については、第1号から第10号までの条件）を満たさなければならない。ただし、次に掲げる全ての条件を満たす者への譲渡後に、譲受人が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合にはこの限りではない。
- (1) 本契約締結日から3年が経過していること（ただし、構成企業に対して議決権付株式又は完全無議決権株式を新たに発行する場合はこの限りではない。）
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく停止措置を受

- けていない者であること。
- (4) PFI法第9条に定める各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
 - (5) 破産申立がなされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき若しくはこれらに類する手続開始の申立てがなされたとき、又は手形若しくは小切手が不渡りになったときに該当しないこと（ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）
 - (6) 役員等（法人の役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者をいう。以下、本条において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (8) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (10) (8) 及び (9) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (11) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (12) 本事業について県がアドバイザー業務を委託した者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (13) JNO及びJNOの役員が役員を兼任している企業でないこと。
 - (14) 県の選定委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (15) 運営業務又は維持管理業務に当たる構成企業が募集要項に定める実績要件の充足を維持できること。
2. 事業者は、前項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、完全無議決権株式を発行し、これを割り当てることができる。
 3. 完全無議決権株式を保有する者は、自ら保有する完全無議決権株式につき、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、譲渡、担保提供その他の処分を行うことができる。事業者は、完全無議決権株式についてかかる処分が行われる場合は、当該完全無議決権株式の処分先等、県が必要とする情報を速やかに報告するものとする。
 4. 議決権付株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式でなければならない。
 5. 事業者は、第1項及び法令等の規定に従い、時期を問わず、議決権付株式を発行し、基本協定書に基づきあらかじめ認められた者以外の者にこれを割り当てる場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。
 6. 議決権付株式を保有する者は、自ら保有する議決権付株式につき、時期を問わず、第三者に対して譲渡、担保提供その他の処分を行う場合には、県の事前の書面による承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して自らが保有する議決権付株式の一部を譲渡する場合を除く。事業者は、当該株主から当該譲渡の承認を請求された場合には、当該譲渡について県の事前の書面による承認を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認してはならない。
 7. 前項の規定にかかわらず、県は、議決権付株式を保有する者から、事業者の提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、その保有する議決権付株式

に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが県に提出され、県の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承認の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

8. 県は、第6項に定める譲渡につき、当該株式の譲受人が第1項の要件を満たし、かつ、当該譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承認するものとする。事業者は、当該承認を得て当該譲渡が行われた場合、当該株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとする。
9. 前各項の定めにかかわらず、代表企業を変更することはできない。また、代表企業による事業者に対する出資額及び事業者の議決権株式の保有割合は、事業期間中、事業者の株式を保有するすべての者の中で最大でなければならない。ただし、県の事前の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第105条（事業者の兼業禁止等）

事業者は、県の事前の書面による承認なくして、本事業に係る業務並びに県及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第18章 知的財産権

第106条（著作権の帰属等）

県が、本事業の募集段階又は本契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等の著作権等は、県に帰属する。

第107条（著作権の利用等）

1. 県は、成果物について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
2. 県の指定する第三者が事業者の所有していた施設を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、県の指定する第三者も有するものとする。
3. 成果物及び各本施設のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものにかかる著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
4. 事業者は、県が成果物及び各本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を自ら行使し、又は著作者をして行使させてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は県が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻訳その他の修正を県が行い、又は県が委託する第三者をして行わせること。
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本契約終了後、本施設を増改築、改築、修繕等、大規模修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
5. 事業者は、自ら次の各号に掲げる行為をし、又は著作者若しくは著作権者をしてさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関の命令により次の各号に掲げる行為を行う場合には、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- (3) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

第108条（著作権の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、本施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、県の事前の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第109条（第三者の有する著作権の侵害防止）

1. 事業者は、成果物及び本施設（維持管理期間に事業者が本契約に基づき保守、修繕等又は更新投資を行った部分に限る。以下、本条において同じ。）が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。
2. 事業者は、成果物又は本施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要となる措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第110条（第三者の知的財産権等の侵害）

1. 事業者は、本契約の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと、並びに事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。
2. 事業者が本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は事業者が県に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して県に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、県に対して補償及び賠償し、又は県が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、県の特に指定する維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第111条（知的財産権）

事業者は、知的財産権等の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権等の存在を知らなかったときは、県は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第19章 雑則

第112条（公租公課の負担）

本契約の履行に関連して事業者が生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の負担とする。

第113条（協議）

1. 県及び事業者は、本契約において県及び事業者による協議が予定されている事由が発生したときその他信義則上必要と認められるときは、速やかに協議の開催に応じなければならない。
2. 県及び事業者は、提案書の提出時に想定されない社会・経済環境の大幅な変化や県の方針変更等、事業者の経営状況に重要な影響を与える事象により、本事業の継続が困難となると認められるときは、相手方に対し協議を申し入れることがで

きる。

第114条（運営協議会の設置）

1. 県は、本事業の適正な業務を確保することを目的として、事業者と協議を行うため、県と事業者を構成員とする運営協議会（仮称）を設置する。
2. 事業者は、前項の運営協議会（仮称）に出席しなければならない。

第115条（秘密保持）

1. 本契約の各当事者は、本事業又は本契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の目的以外には使用しないことを確認する。
 - (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本契約に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 県が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
2. 事業者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、受託・請負者等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
3. 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
4. 第1項の規定は、県及び事業者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず有効に存続する。

第116条（個人情報の保護）

事業者は、本事業の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、別紙10に定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

第117条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。
2. 本契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とする。

第118条（書面による通知等）

1. 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告並びに契約終了及び解除の意思表示は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。なお、県及び事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。
2. 本契約において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告並びに契約終了及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
3. 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる言語は、日本語とするものとする。
4. 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とするものとする。
5. 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計算単位は、国際単位系（SI）に

- よるものとする。
6. 本契約における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。

第119条（暴力団等排除に関する特約条項）

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙11に定めるところによる。

第120条（疑義に関する協議）

1. 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、都度、県及び事業者が誠実に協議してこれを定めるものとする。
2. 県及び事業者は、本契約の解釈、運用等について、別途書面をもって合意することができる。

別紙1 定義集

1. 要求水準書において用いられている用語は、本契約においても同一の意味を有するものとする。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる用語については、本契約においては、以下に規定する意味を用いるものとする。

1 維持管理業務

本施設の維持管理に係る業務をいい、詳細は要求水準書第6章による。

2 運營業務

本施設の運営に係る業務をいい、詳細は要求水準書第5章による。

3 運営期間

運営期間開始日から、供用開始予定日の15年後の応当日の前日までをいう。ただし、第86条第5項の定めに従い、オプション延長が実施された場合は、当該延長期間の最終日までとする。

4 運営期間開始日

本契約の規定に従って運營業務が開始される日をいう。

6 運営期間終了日

運営期間の最終日をいう。

7 運営権

本施設について、運営権設定日付で事業者を設定されたPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。

8 運営権対価

第38条の規定により事業者から県に対して支払われる●円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額）の金員をいう。

9 運営権登録令

公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）をいう。

10 運営権設定日

本事業において、運営権が設定される日をいう。

11 開業準備期間

開業準備業務を行うための、本契約の締結日から運営期間開始日の前日までの期間をいう。

- 12 開業準備業務
本施設の開業準備にかかる業務をいい、詳細は要求水準書第4章による。
- 13 会社更生法
会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
- 14 会社法
会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- 15 改修
PFI法上の「改修」と同義であり、施設を全面除却し再整備することをいう。
- 16 各業務
要求水準書に定める本事業に係る業務を個別に又は総称していう。
- 17 株主誓約書
基本協定書別紙2の様式による構成企業が県に対して差し入れた株主誓約書をいう。
- 18 完全無議決権株式
事業者の発行する株式で、事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第108条第1項第3号）をいう。
- 19 関連業務
県が本施設に関連して個別に発注する業務で、本施設に関する業務遂行上密接に関連する業務をいう。
- 20 議決権付株式
事業者の発行する株式で、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- 21 県
第1条に定める意味を有する。
- 22 建設
PFI法上の「建設」と同義であり、施設の新設をいう。
- 23 基本協定書
県と、本事業の事業者の代表企業である●、構成員である●及び●との間で令和●年●月●日付で締結された「奈良県文化会館公共施設等運営事業基本協定書（別紙を含む。）」をいう。

- 24 供用開始予定日
第5条及び別紙2に定める意味を有する。
- 25 協力企業
優先交渉権者のうち、事業者から直接業務を受託し、又は請け負う者であって、事業者の議決権付株式を保有しない者をいう。
- 26 国の債権の管理等に関する法律施行令
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）をいう。
- 27 許認可等手続
第10条第1項に定める意味を有する。
- 28 契約保証金
第12条第1項に定める意味を有する。
- 29 公共施設等運営事業
PFI法第2条第6項に定めるものをいう。
- 30 更新投資
要求水準に従って本施設に対して行われる保守及び修繕等にあたらぬ維持管理行為であって、本施設の拡張投資を含む。
- 31 構成企業
優先交渉権者のうち、事業者の議決権付株式を保有する者をいう。
- 32 事業者調達備品
事業者が要求水準書に従って調達した備品であって、本事業に供されるものをいう（これらの更新として事業者が調達した備品を含む。）。
- 33 事業期間
本契約で定められる本事業の契約期間をいい、本施設引渡日までの開業準備期間と運営業務を実施する運営期間に分かれる。
- 34 事業計画書
第28条第1項に定める意味を有する。
- 35 事業敷地
本事業を実施するために本施設が建設されている用地をいう。
- 36 事業者
PFI法第9条第4号に定める公共施設等運営権者をいい、本事業においては、県と本

契約を締結した特別目的会社である●●●●株式会社をいう。

37 事業者所有資産

事業者が、県の費用負担によらずに購入した備品であって、本事業に供されるものをいう。

38 事業報告書

第29条第1項に定める意味を有する。

39 実施方針

県が令和7年10月21日付で公表した本事業の事業者募集に係る「奈良県文化会館公共施設等運営事業実施方針」（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。

40 指定管理者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本条例に基づき、本施設の管理にあたる者をいう。

41 修繕等

本施設に対して行われる維持管理であって、損耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させる行為（同行為による取替えを含む。）をいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取換え等は除く。

42 受託・請負者

第26条第4項に定める意味を有する。

43 商法

商法（明治32年法律第48号）をいう。

44 政府契約の支払遅延防止等に関する法律

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）をいう。

45 成果物

各種計画書、報告書、図面及びその他事業者が本契約又は県の請求により県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

46 大規模修繕

本施設（付属設備を含む）の老朽化に対応し、劣化したものを初期の水準に回復させるための修繕をいい、修繕等にあたらないものをいう。

47 代表企業

優先交渉権者のうち、適切な経営体制及びガバナンス体制を有し、県が実施する本事業の公募において応募手続を行う企業をいう。

48 貸与品

県が所有する備品であって、事業者に対し無償で貸与されるものをいう。

49 提案書

本事業の募集及び選定手続において、優先交渉権者が令和●年●月●日付で県に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関して県が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）をいう。

50 特定法令等変更

①事業者のみに適用され、他の者に適用されない法令等の変更、②PFI法に基づく公共施設等運営権の主体にのみ適用され、その他の者に適用されない法令等の変更、及び③本施設にのみ適用され、日本における同種施設には適用されない法令等の変更をいう。

51 地方自治法施行令

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

52 著作権法

著作権法（昭和45年法律第48号）をいう。

53 特定事業

PFI法第2条第2項に定める特定事業をいい、本契約における特定事業は、統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び付帯業務からなる。

54 奈良県契約規則

奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）をいう。

55 任意事業

事業者が要求水準書及び提案書に基づき自らの裁量で実施する自主公演、イベント等の事業をいい、詳細は要求水準書第8章及び提案書による。

56 破産法

破産法（平成16年法律第75号）をいう。

57 備品

什器備品、物品、消耗品、その他動産（本施設から独立した所有権の対象とならない施設及び設備を含む。）の総称をいう。

58 PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

59 不可抗力

地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、高潮、異常潮位、高波、異常降雨、地滑り、落盤、土砂崩壊その他等の自然災害又は戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、騒擾、暴動、労働争議その他等の人為的な事象であつて、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由（県及び事業者のいずれによつても予見し得ず、又は予見できてもその損失、損害若しくは傷害の発生を防止する手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。

60 付帯業務

本施設の運営に付随して行う業務をいい、詳細は要求水準書第7章による。

61 法令等

条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定及び命令、仲裁判断、並びにその他の公的機関の定める全ての規定、判断及び措置等をいう。

62 保守

建築物や備品の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

63 募集要項

県が令和7年12月25日付で公表した本事業の事業者募集に係る「奈良県文化会館公共施設等運営事業募集要項」（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。

64 募集要項等

募集要項、県が募集要項とともに募集要項と一体をなすものとして公表した要求水準書、優先交渉権者選定基準、提案記載要領・様式集、実施契約書（案）、基本協定書（案）及び守秘義務対象開示資料（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに県のホームページへの掲載その他の方法により公表した質問回答その他これらに関して県が発表した資料をいう。

65 本業務

第6条各号に掲げる業務をいう。

66 本契約

前文に定める意味を有する。

67 本契約等

本契約（別紙を含む。）、募集要項等及び提案書をいう。

68 本事業

奈良県文化会館公共施設等運営事業をいう。

69 本施設

奈良県文化会館（駐車場、前庭、広場を含む敷地内）

70 本施設引渡日

本施設が県から事業者を引き渡される日をいう。

71 本指定

事業者を本施設の指定管理者として指定することをいう。

72 本条例

奈良県文化会館条例（昭和43年奈良県条例第6号）をいう。

73 民事再生法

民事再生法（平成11年法律第225号）をいう

74 民法

民法（明治29年法律第89号）をいう。

75 モニタリング基本計画

別紙4のモニタリング基本計画をいう。

76 モニタリング実施計画

県が第31条に定めるセルフモニタリング実施計画に基づき、別紙4のモニタリング基本計画を修正して作成するモニタリング計画をいう。

77 優先交渉権者

県が事業者を設立する者を選ぶために実施する事業者選定手続で選定された●
[によって構成されるコンソーシアム]をいう。

78 要求水準

県が本事業の実施に当たり、要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいう。なお、提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

79 要求水準書

本事業における各業務の実施において事業者が達成しなければならない県の要求する水準を示す書類をいい、募集要項等の一部である「奈良県文化会館公共施設等運営事業要求水準書」（その後の追加及び変更を含む。）をいう。

80 リニューアル工事

県が本施設について建築請負事業者に発注した文化会館整備工事をいう。

81 施設利用規約

事業者が、募集要項、要求水準書及び提案書に従って策定する本施設の利用に係る規約（その後の追加及び変更を含む。）をいう。

82 利用料金

事業者が、本施設の利用に関して収受し、自らの収入とする料金をいう。なお、本施設のうち利用料金の対象となる部分は、要求水準書に定める。

別紙2 日程表

本事業における日程は以下のとおりである。

日程	内容
運営権設定日	本契約締結日
本契約締結日	本契約冒頭記載の日
開業準備期間	本契約締結日 ～ 運営期間開始日の前日
本施設引渡日	令和9年3月（予定）
供用開始予定日	令和10年4月1日（予定）
運営期間	運営期間開始日～ 令和25年3月31日 ※なお、オプション延長の場合は、延長された運営期間の終了する日までとするが、運営権の最長存続期間は、令和40年3月31日までとする。
運営期間終了日	運営期間の最終日

なお、日程表の記載期日については、本契約締結時点での日程とする。

別紙3 運営権対価の支払方法

事業者が運営権対価を提案する場合、以下の方法により、県に対し、本事業の運営権対価を支払うものとする。

I. 内訳

運営権対価（税込） ●円
うち消費税及び地方消費税 ●円

II. 支払方法等

1. 支払方法

事業者は、県に対し、事業者の提案により、運営権対価を一括又は分割により支払うものとする。

2. 支払手続

県は、毎年度最終日までに納入通知書を事業者に発行する。事業者は、納入通知書を受領した日から30日以内に運営権対価を県に納付する。

別表 運営権対価の支払表

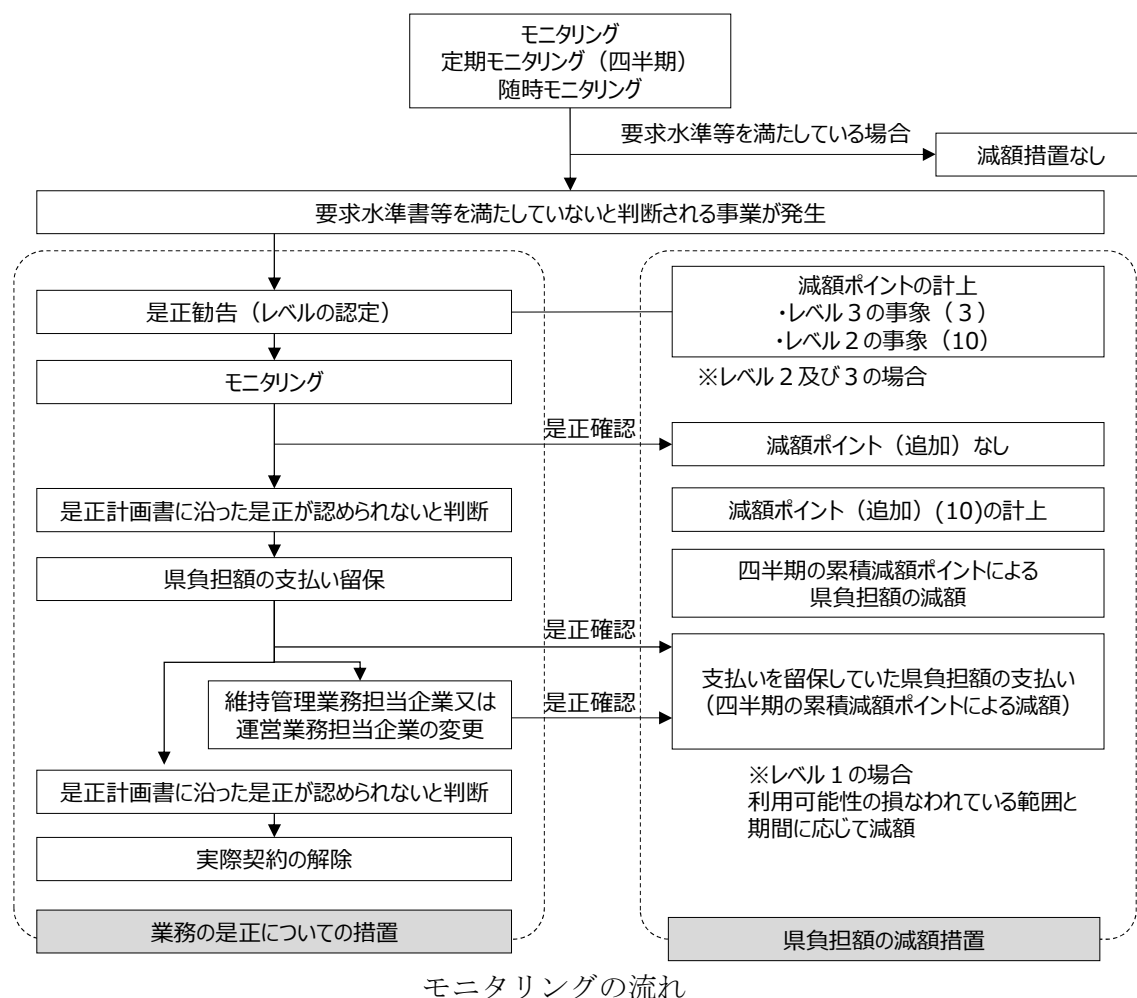
回	支払対象期間	支払時期	運営権対価（税抜）	合計（税込）
1	2028年4月～2029年3月	2029年4月	●円	●円
2	2029年4月～2030年3月	2030年4月	●円	●円

【事業者提案を踏まえて調整する。】

別紙4 モニタリング基本計画

(1) 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置

県は以下のモニタリング方法により、事業者が実施契約に定められた業務を確実に遂行しているかをモニタリングにより確認する。モニタリングの結果、事業者の業務内容が実施契約、要求水準書、事業者提案に示す内容(以下「要求水準書等」という。)を満足していないと県が判断した場合、次に示す手続きにより、是正勧告、県負担額の減額等の措置を取るものとする。



(2) モニタリングの対象

モニタリングの対象は維持管理業務及び運営業務とする。ただし、任意事業については対象外とする。

(3) モニタリングの方法

1) モニタリング実施計画書のマニュアルの作成

事業者は、以下の項目の詳細について県と協議し、実施契約締結後 30 日以内にモニタリング実施計画書を提出し、県の承諾を得る。

- ①モニタリング時期
- ②モニタリング内容
- ③モニタリング組織
- ④モニタリング手続き
- ⑤モニタリング様式

2) モニタリングの方法と費用負担

ア 提出書類

①日報の保管及び月報の提出

事業者は、日報を作成、保管すること。県は必要に応じて日報を確認し、各業務の遂行状況を確認・評価できるものとする。

②月報、四半期報告書、年次報告書の提出

事業者は、県が定期モニタリングを行うための月報を当該月翌月の10日までに、四半期報告書を四半期の最終月の翌月の10日までに、年次報告書を翌年度の4月末までに県へ提出する。

イ モニタリングの方法

①定期モニタリングの実施

県は、事業者が提出した月報、四半期報告書及び年次報告書を受理した後に定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認・評価し、各種報告書を受理してから14日以内にその結果を事業者に通知する。

②随時モニタリングの実施

県は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

モニタリングの内容

項目	事業者	県
定期モニタリング	モニタリング実施計画書に従って、業務の遂行状況を整理 日報を作成・保管 月報、四半期報告書及び年次報告書を作成・提出	月報、四半期報告書類及び年次報告書、業務水準の評価
随時モニタリング	—	必要に応じて、随時、不定期に直接確認

③モニタリング費用の負担

モニタリングを実施するために係る県の職員人件費等は、県の負担とする。ただし、モニタリングにおいて設備状況の確認をする場合等に、事業者に起因する費用が発生する場合は、事業者の負担とする。

(4) 業務水準低下に対する措置

1) 是正勧告（レベルの認定等）

県は、事業者の業務の内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、県は、速やかにかかる業務の是正を行うよう是正勧告を事業者に対して書面により行うものとする。また同時に、是正の対象となる業務範囲及び是正レベルの認定を行い、

事業者へ通知する。事業者は、県から是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行うとともに、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。

レベル区分と内容

レベル	内容	事象の例
レベル 1	施設の主要部の利用可能性が損なわれている	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の一部または全部が使用できない
レベル 2	重大な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の放棄、怠慢 ・要求水準を満たさない状態（危険・不衛生・著しい不便・著しい機能不全等）の放置 ・災害時等における防災設備等の未稼働 ・善管注意義務を怠ったことによる重大な人身事故の発生 ・県への連絡を故意に行わない（長期にわたる連絡不通等） ・業務計画書への虚偽記載、又は事前の承認を得ない変更 ・業務報告書への虚偽記載 ・県からの指導・指示に合理的理由無く従わない ・本施設の施設、設備等の一部が使用できない
レベル 3	重大な事象以外の事象	<ul style="list-style-type: none"> ・県の職員等への対応不備 ・業務報告書等提出すべき書類の不備、提出遅延 ・県・関係者への報告・連絡不備 ・上記以外の要求水準の未達又は実施契約の違反

2) 是正の確認（モニタリング）

県は、事業者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。

3) 県負担額の支払い留保

上記2)におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと県が判断した場合、県は県負担額の支払いを、是正が確認されるまで留保することができる。

4) 維持管理業務担当企業、又は運営業務担当企業の変更

上記2)におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと県が判断した場合、当該維持管理業務、又は運営業務を担当している維持管理業務担当企業、又は運営業務担当企業の変更を事業者へ要求することができる。

5) 実施契約の解除

県は、次のいずれかに該当する場合は、実施契約を解除することができる。

- (ア) 上記3)の措置を取った後、なお是正効果が認められないと県が判断した場合
- (イ) 事業者が、上記4)の措置を求められているにもかかわらず、当該維持管理業務、又は運営業務を担当している維持管理業務担当企業、又は運営業務担当企業を 30 日以内に選定し、その詳細を県に提出しない場合

6) やむを得ない事由による場合の措置

次に該当する場合には減額ポイントは発生しないものとする。

- ① やむを得ない事由により当該状況が発生した場合で、事前に事業者により県に連絡があり、県がこれを認めた場合
- ② 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって発生した場合で、県が事業者の責めに帰さない事由と認めた場合

7) 県負担額の減額

ア レベル1の場合

施設の主要機能が一定の範囲で利用可能性が損なわれている状態であるレベル1については、当該状態の継続する期間日数について、次式のとおり減額を行うものとする。ただし、当該状態の発生について事業者の責によらないと県が認めた場合はこの限りでない。

各レベルの減額ポイント

$$\text{減額金額} = \left[\text{県負担額の合計金額} \right. \\ \left. (\text{当該年度の年額}) \right] \times \frac{\text{レベル1の状態の延べ期間日数}}{365} \times \alpha$$

α : 利用不能となっている範囲の延べ面積 / 本施設の延べ面積

イ レベル2及びレベル3の場合

レベル2及びレベル3の事象については、レベルの認定を行い是正勧告の実施とともに下表に示す減額ポイントを計上する。

当該四半期ペナルティポイントの累計を行い、県負担額に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。

但し、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10ポイント以下の場合は県負担額の減額は行わない。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越されることはない。ペナルティポイントによる減額割合は次のとおりとする。

各レベルの減額ポイント

レベル	減額ポイント	内容
レベル2	10ポイント	施設を利用する上で重大な支障となる事象
レベル3	3ポイント	施設を利用する上で軽微な支障となる事象

ペナルティポイントによる減額割合

累積ペナルティポイント (X)	当該四半期の県負担額の減額割合
1~9ポイント	0%
10~100ポイント	$0.5 \times X$ (%)
101ポイント~	100%

ウ 是正計画書に沿った是正が認められないと判断した場合の減額ポイント

上記2)の是正の確認において、是正計画書に沿った是正が認められないと判断される場合の追加の減額ポイントは10ポイントとする。

別紙5 建物使用貸借契約（案）

建物使用貸借契約書

貸付人 奈良県（以下「甲」という。）と借受人 【事業者の商号】（以下「乙」という。）とは、次の条項により建物使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 令和8年●月●日に甲と乙との間で締結した奈良県文化会館公共施設等運営事業実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件を、乙に無償で貸し付ける。

所在地	区分	数量	備考
奈良県奈良市登大路町6-2	●階 ●室	●m ²	詳細は別紙のとおり

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を、実施契約に従い、別紙記載の用途に供するものとし、この用途以外に使用してはならない。

2 乙は、前項の規定及び第6条の規定にかかわらず、甲から事前の承認を得た場合には、貸付物件を実施契約及び本契約の定めに従って転貸することができる。この場合、乙は、第三者との間で締結した転貸借契約書の写しを甲に提出するものとする。

3 本契約は、貸付物件を無償で乙に貸付ける使用貸借契約であり、本契約について借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないことを甲乙双方確認する。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間は、●年●月●日から、●年●月●日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条に基づき本契約が終了する場合は、貸付期間は当該終了までの期間とする。

（物件の引渡し）

第5条 甲は、前条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を、現状のまま乙に引き渡すものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の使用権を譲渡、貸付け、担保権の設定又はその他の処分（以下「譲渡等」という。）をしてはならない。

（使用上の制限）

第7条 乙は、貸付物件について、第3条に規定する使用目的の変更等により現状を変更（貸付物件の保守、修繕等及びその他軽微な変更を除く。）しようとする場合

には、事前に変更する理由及び変更後の目的等を書面によって甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、貸付物件について保守及び修繕等を実施しようとする場合には、実施契約の定めに従って行うものとする。

(物件の保全義務等)

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、乙の責めに帰すべき事由（第3条第2項に基づき貸付物件を転貸する場合における転貸借契約の相手方の責めに帰すべき事由を含む。）により、貸付物件を汚損、破損若しくは滅失した場合、又は貸付物件内で発生した損害が甲又は第三者に及んだ場合は、一切の賠償の責を負うものとする。
- 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(立入り等)

第9条 甲は、貸付物件の防犯及び防火、貸付物件の構造の保全その他の貸付物件の管理上の必要があるときには、事前に乙の承諾を得て、貸付物件内に立入ることができる。

- 2 甲は、前項の規定に基づく立入りの結果、貸付物件に関連した維持管理を乙に指示でき、乙はそれに従わなければならない。
- 3 乙は、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、事前に乙の承諾を得ることなく、貸付物件内に立ち入ることができる。

(実地調査等)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対し実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 本契約に定める義務の履行状況を確認する必要があるとき
- (2) 第3条及び第7条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (3) 乙による本契約に定める義務への違反のおそれがあるとき

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、貸付物件を甲の用に供するため必要を生じたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙又は第3条第2項に基づき貸付物件の転借人となる第三者（以下「乙等」という。）が次の各号の一に該当していると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙等の役員等に暴力団員等がいると認められるとき
 - (2) 暴力団員等が乙等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 乙等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認

められるとき

- (4) 乙等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - (5) 乙等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 乙等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき
- 4 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙等に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(実施契約との関係)

第12条 実施契約が解除その他の理由で終了した場合には、本契約は何らの行為を要することなく実施契約の終了と同時に終了するものとする。

(原状回復等)

第13条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、第11条の規定により本契約を解除されたとき又は前条の規定により本契約が終了したときは、自己の負担において、貸付物件を原状に回復してすみやかに甲に返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合にはこの限りでない。

(損害賠償等)

第14条 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、第11条第1項の規定に基づき本契約が解除されたとき又は第12条の規定に基づき本契約が終了したときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第15条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了した場合、第11条の規定により本契約を解除された場合又は第12条の規定により本契約が終了した場合のそれぞれにおいて、乙が支出した必要費及び有益費等については、その支出に関し甲の承認を受ける際、甲乙協議して定めた場合を除き、甲に対してその償還の請求をすることができない。

(契約の費用)

第16条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に定めのない事項又は本契約に関して生じた疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、奈良地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

●年●月●日

甲

奈良県
知事 ●●

乙

●●
●●
代表取締役 ●●

別紙6 付保する保険

I. 基本的な考え方

事業者は、自らの責任と費用負担により、以下の条件を最低限充足する保険（または類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保すること。なお、以下条件を充足する一体の保険としても差し支えない。

ただし、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い補償内容の保険とするほか、事業者が提案するその他の保険を付保することを妨げるものではない。事業者が工事を実施する場合は、必要に応じ、工事保険や請負業者賠償責任保険等に参加すること。

II. 必須とする保険

1. 公立文化施設協会制度保険

(1) 保険名称

公益社団法人全国公立文化施設協会 制度保険

- ・公立文化施設 賠償責任保険
- ・公立文化施設 利用者見舞費用・個人賠償責任保険
- ・公立文化施設 休業等補償保険

(2) 保険内容

保険期間：運営期間開始日から運営期間終了日までの全期間とする。

保険契約者：事業者若しくは事業者から運營業務又は維持管理業務の委託を受けた者とする。

①施設所有（管理）者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険 （自治体等・指定管理者共通基本補償）

区分	身体障害			
	支払限度額 (1名につき)	支払限度額 (1事故につき)	人格権侵害支払 限度額(1事 故・期間中)	免責
施設所有 (管理)者 昇降機	2,000万円	3億円		なし

区分	財物損壊		
	支払限度額 (1事故につき)	支払限度額 (物理的損壊を伴わない 第三者財物使用不能損害 1事故につき)	免責
施設所有 (管理)者 昇降機	500万円	500万円	なし

②施設所有（管理）者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険
（自治体等・指定管理者共通オプション特約）

区分	支払限度額 (1名につき)	支払限度額 (1事故につき)	免責
飲食物危険補償特約	2,000万円	3億円	なし

③施設所有（管理）者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険
（指定管理者向けオプション特約）

区分	支払限度額 (1事故につき)	免責
管理動産補償特約	500万円	なし

④受託者賠償責任保険
（自治体等・指定管理者共通基本補償）

区分	1事故・保険期間中 支払限度額	免責（1事故につき）
受託者賠償責任保険	1,000万円	5,000円

⑤自動車管理者賠償責任保険
（自治体等・指定管理者共通基本補償）

最高保管台数（台）	1事故・保険期間中 支払限度額	免責（1事故につき）
26～30	2,030万円	5,000円

⑥利用者見舞費用保険
1）被災者対応費用

区分	被災者1名当たりの 保険金支払限度額	免責
利用者見舞費用保険	100万円	なし

2）傷害見舞費用

パターン	区分		基本保険料 施設床面積 1,000㎡につき
	災害時	偶然の事故の時	
C	死亡・後遺障害 入院 通院	死亡・後遺障害 入院 —	3,094円

⑦興行中止対応費用・興行中止見舞金

タイプ	座席数（収容可能人数）	興行中止対応費用		興行中止見舞金	
		支払限度額 （最小支払割合 80%）		支払限度額	
		1 事故につき	保険期間中	1 利用者かつ 1 事故につき	保険期間中
U	1,000 以上～ 2,000 未満	400 万円	8,000 万円	10 万円	1,000 万円

2. ジュニアオーケストラの楽団員保険

音楽監督、指導者、エキストラ及び楽団員の傷害に対する補償を行う保険

別紙7 県負担額の支払方法

県負担額（統括管理業務、開業準備業務、運營業務、維持管理業務及び付帯業務）の内容及びそれに係る手続は、以下のとおりとする。

1 県負担額（開業準備期間）の支払時期

事業者は、開業準備期間中の統括管理業務、維持管理業務及び開業準備業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、事業者が実施する業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認した上で、令和9年度において、提案金額を年4回に分けた金額を事業者から請求を受けて、以下の手順で支払うものとする。

- ① 事業者は、県に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して10日（休日を含まない。）以内に月報を提出する。
- ② 県は、事業報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から14日以内に、事業者はその結果を通知する。
- ③ 事業者は、モニタリングの結果を確認の上、毎年7月（第1四半期分）、10月（第2四半期分）、1月（第3四半期分）及び4月（第4四半期分）又は結果通知から10日以内に、県に対して請求書を提出する。
- ④ 県は、事業者からの請求書を受理してから30日（休日を含む。）以内に、事業者に対して、当該請求に係る県負担額を支払う。

2 県負担額（運営期間）の支払時期

県は、事業者による運営期間中の統括管理業務、運營業務、維持管理業務及び付帯業務にかかる支出額に対する県の費用負担について、事業者が実施する業務が要求水準を満たし、かつ事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認した上で、運営期間にわたり、提案金額を年4回に分けた金額を事業者から請求を受けて、以下の手順で支払うものとする。

- ① 事業者は、県に対して、毎月業務終了後、当該月の末日から起算して10日（休日を含まない。）以内に月報を提出する。
- ② 県は、事業報告書の提出を受けた後、モニタリングを行い、当該報告書の提出を受けた日から14日以内に、事業者はその結果を通知する。
- ③ 事業者は、モニタリングの結果を確認の上、毎年7月（第1四半期分）、10月（第2四半期分）、1月（第3四半期分）及び4月（第4四半期分）又は結果通知から10日以内に、県に対して請求書を提出する。
- ④ 県は、事業者からの請求書を受理してから30日（休日を含む。）以内に、事業者に対して、当該請求に係る県負担額を支払う。

3 県負担額の金額及び支払スケジュール

県負担額の金額と支払いスケジュールは、次頁記載のとおりとする。

県負担額(1/2)

回数	支払時期 ※1		金額(税抜) ※2	消費税及び 地方消費税	金額(税込)
開業準備期間					
1	令和9年度	I			
2		II			
3		III			
4		IV			
運営期間					
5	令和10年度	I			
6		II			
7		III			
8		IV			
9	令和11年度	I			
10		II			
11		III			
12		IV			
13	令和12年度	I			
14		II			
15		III			
16		IV			
17	令和13年度	I			
18		II			
19		III			
20		IV			
21	令和14年度	I			
22		II			
23		III			
24		IV			
25	令和15年度	I			
26		II			
27		III			
28		IV			
29	令和16年度	I			
30		II			
31		III			
32		IV			
33	令和17年度	I			
34		II			
35		III			
36		IV			

県負担額(2/2)

回数	支払時期		金額（税抜）	消費税及び 地方消費税	金額（税込）
37	令和 18 年度	I			
38		II			
39		III			
40		IV			
41	令和 19 年度	I			
42		II			
43		III			
44		IV			
45	令和 20 年度	I			
46		II			
47		III			
48		IV			
49	令和 21 年度	I			
50		II			
51		III			
52		IV			
53	令和 22 年度	I			
54		II			
55		III			
56		IV			
57	令和 23 年度	I			
58		II			
59		III			
60		IV			
61	令和 24 年度	I			
62		II			
63		III			
64		IV			
合計					

※1 I 第1四半期（4月～6月）分、 II 第2四半期（7月～9月）分、
 III 第3四半期（10月～12月）分、IV 第4四半期（1月～3月）分
 ※2 事業者の提案金額を記載する。

別紙8 物価変動に基づく県負担額の改定

日本国内の賃金水準又は物価水準の変動による県負担額の改定について以下に定める。

物価変動に基づく県負担額の見直しは、運営期間の開始後、毎年1回行うこととする。物価変動の判定には、人件費、物件費、役務費、修繕費、光熱水費の費用ごとに定める指標を用いる。そして、費目ごとに「公募公告時点（2025年12月）の指標の数値」と「毎事業年度4月の指標の確報値」を比較し、1.5%を超える物価変動が生じた費目は、生じた差分に応じて翌事業年度の県負担額を改定する。

事業者は、毎事業年度、費目ごとに物価変動による県負担額の改定の要否を確認し、物価変動の大小にかかわらず、県へ書面により報告しなければならない（指標によっては、4月の指標の確報値は5月～6月に発表されるため、毎年6月末までに改定の要否を確認し、報告すること）。なお、物価変動の判定に使用する指標の公表が停止されている場合は、当該指標の後継指標又は県が合理的に指定するその他の指標とする。また、県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができる。

物価上昇の場合の計算式	$Y = X \times \alpha \times (\beta - 0.015) + X$
物価下落の場合の計算式	$Y = X \times \alpha \times (\beta + 0.015) + X$
(凡例)	
Y :	翌事業年度の県負担額（税抜とし、円未満の端数は切り捨てとする）
X :	実施契約に規定された当該事業年度の県負担額
α :	改定を要する費目（人件費・物件費・役務費・修繕費・光熱水費）が県負担額に占める構成割合（【様式D-2-④】に定める構成割合とする。）
β :	改定率 = $\frac{\text{毎事業年度4月の指標の確報値}}{\text{公募公告時点（2025年12月）の指標の数値}} - 1$
※改定率：小数点第3位未満の端数は切り捨てとする。	

県負担額の改定に係る費目と指標

費目	指標
人件費	厚生労働省「毎月勤労統計調査」の賃金指数（年度）（事業規模5人以上、調査産業計、現金給与総額）
物件費	日本銀行「物価指数月報」の企業物価指数
役務費	日本銀行「物価指数月報」の企業向けサービス価格指数
修繕費	建設工事費デフレーター（2015年度基準）建築補修
光熱水費	消費者物価指数（奈良市光熱・水道）

【計算例】

当該事業年度の県負担額 (X)	費目	県負担額に占める構成割合 (α)	改定率 (β)	判定	増減額	翌事業年度の県負担額 (Y)
300,000	人件費	70%(210,000)	1.8%	改定あり	+630	300,783
	物件費	5%(15,000)	2.0%	改定あり	+75	
	役務費	9%(27,000)	1.9%	改定あり	+108	
	修繕費	2%(6,000)	-2.0%	改定あり	-30	
	光熱水費	14%(42,000)	1.2%	改定なし	0	

単位：千円

別紙9 レベニューシェア

【事業者提案書を踏まえて調整する】

事業者は、募集要項等及び事業提案書に従い、当該事業年度における特定事業及び任意事業の収入の合計額（以下「基準収入額（実績値）」という。）を、翌事業年度の6月末日までに、県に通知する。

基準収入額（実績値）が、事業提案書（様式●-●）の当該年度の特定事業及び任意事業の収入の計画値の合計額（以下「基準収入額（計画値）」という。）の●%（事業者提案）を上回った場合は、第9条（本事業の収入）にかかわらず、事業者は、当該超過額に●%（事業者提案）を乗じた額（以下「支払金」という。）を、当該事業年度の翌事業年度の7月末日までに県に支払うものとする。

なお、県は、各事業年度において、基準収入額（実績値）に基づく支払金の算出にあたり、事業者の通知内容を精査し、疑義があるときは、当該事業年度に係る事業者の決算について、その確定前に事業者に対して意見することができる。

別紙10 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3事業者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4事業者は、県の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6事業者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2事業者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7事業者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8事業者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9事業者は、この契約による事務を処理するために、県から提供を受け、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、事業者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査

をすることができる。この場合において、事業者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11事業者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12事業者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 県は、事業者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。—

別紙11 暴力団等排除に関する特約条項

- 1 県は、事業者が次の各号いずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、本別紙において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、県が事業者に対して当該下請契約等の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、事業者は、契約金額の100分の10（事業者が契約保証金を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として県の指定する期間内に納付しなければならない。